

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年 1 月18日

【計算期間】 第16特定期間（自 平成22年 4 月21日 至 平成22年10月20日）

【ファンド名】 インベスコ ユーロ債券ファンド（毎月決算型）

【発行者名】 インベスコ投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 アレクサンダー・モーリス・プラウト

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 1 号 城山トラストタワー25階

【事務連絡者氏名】 森下 泰幸

【連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 1 号 城山トラストタワー25階

【電話番号】 （03） 6402－2723

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

ファンドの目的	ユーロ建ての公社債等を実質的な主要投資対象[※]とし、中長期的に安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を図ることを目標に運用を行います。 ※「実質的な主要投資対象」とは、ファンドがマザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象をいいます。
---------	---

②信託金の限度額

信託金の限度額	委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引き受けを証する書面を委託会社に交付します。 委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
---------	---

③ファンドの基本的性格

a. ファンドの商品分類

商品分類項目		商品分類の定義
単位型・追加型の別	単位型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
	追加型投信	
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	
	内外	
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信	
	資産複合	
	債券	
	その他資産	

※当ファンドの商品分類を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

b. ファンドの属性区分

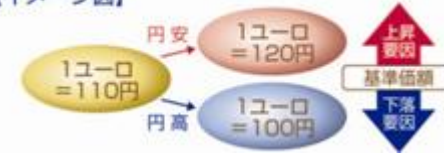
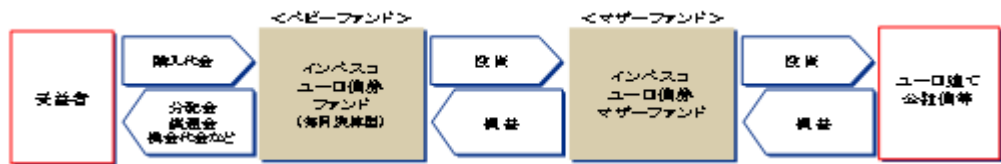
属性区分項目	属性区分の定義
--------	---------

投資対象 資産	株式		目論見書または信託約款において、その他 資産（投資信託証券）を投資対象とする 旨の記載があるもの ※当ファンドが投資対象とする投資信託 証券（親投資信託）は、債券（一般）を 投資対象としており、当ファンドの実質 的な投資収益の源泉は債券（一般）で す
	（一般）	（大型株）	
	（中小型株）		
	債券		
	（一般）	（公債）	
	（社債）	（その他債券）	
	（クレジット属性）		
	不動産投信		
	その他資産（投資信託証券）		
	資産複合		
	（資産配分固定型）	（資産配分変更型）	
決算頻度	年1回	年2回	目論見書または信託約款において、年12回 （毎月）決算する旨の記載があるもの
	年4回	年6回（隔月）	
	年12回（毎月）	日々	
	その他		
投資対象 地域	グローバル	日本	目論見書または信託約款において、組入資 産による投資収益が欧州地域の資産を源泉 とする旨の記載があるもの
	北米	欧州	
	アジア	オセアニア	
	中南米	アフリカ	
	中近東（中東）	エマージング	
投資形態	ファミリーファンド		目論見書または信託約款において、親投資 信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投 資されるものを除く。）を投資対象として 投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ		
為替 ヘッジ	為替ヘッジあり		目論見書または信託約款において、為替の ヘッジを行わない旨の記載があるものまた は為替のヘッジを行う旨の記載がないもの
	為替ヘッジなし		

※当ファンドの属性区分を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

④ファンドの特色

1.	主として、マザーファンド [※] 受益証券への投資を通じて、ユーロ建ての公社債などに投資を行います。 ※ファンドが投資対象とするマザーファンドは、「インベスコ ユーロ債券 マザーファンド」です。
2.	EMU（経済通貨同盟）参加国の金利水準や市況動向、信用格付などを総合的に勘案して選定した銘柄に投資を行います。
3.	運用に当たっては、経済と市場価格の関係を調査・分析し意思決定を行うアクティブ運用を行います。調査・分析は、ファンドマネージャーによるファンダメンタルズ分析とモデルに基づくクオンツ分析を併用いたします。
4.	運用の効率化を図るため、マザーファンドの運用指図に関する権限をインベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド（英国、ロンドン）に委託します。
5.	原則として毎月、収益分配方針に基づき分配を行います。 ■原則として毎月20日（ただし、同日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 ■分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。

6	実質外貨建資産への投資に当たっては、原則として為替ヘッジを行いません。 ■原則として、為替ヘッジを行いません。そのため、為替が円安方向に振れた場合ファンドの基準価額の上昇要因となり、逆に、円高方向に振れた場合、基準価額の下落要因となります。	【イメージ図】 
7	ファミリーファンド方式[※]で運用運用を行います。 ※ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して実質的な運用を行う仕組みです。 なお、ファンドは投資状況により、マザーファンドのほか公社債等に直接投資する場合や、マザーファンドと同様の運用を行う場合があります。 ＜ベビーファンド＞ ＜マザーファンド＞ 	

ファンドのポイント

3つのポイント



拡大するEU

EU(欧州連合)は超国家的統治体を築き上げ、世界経済のけん引役を担っており、投資機会が増えています。

高い信用力と好利回り

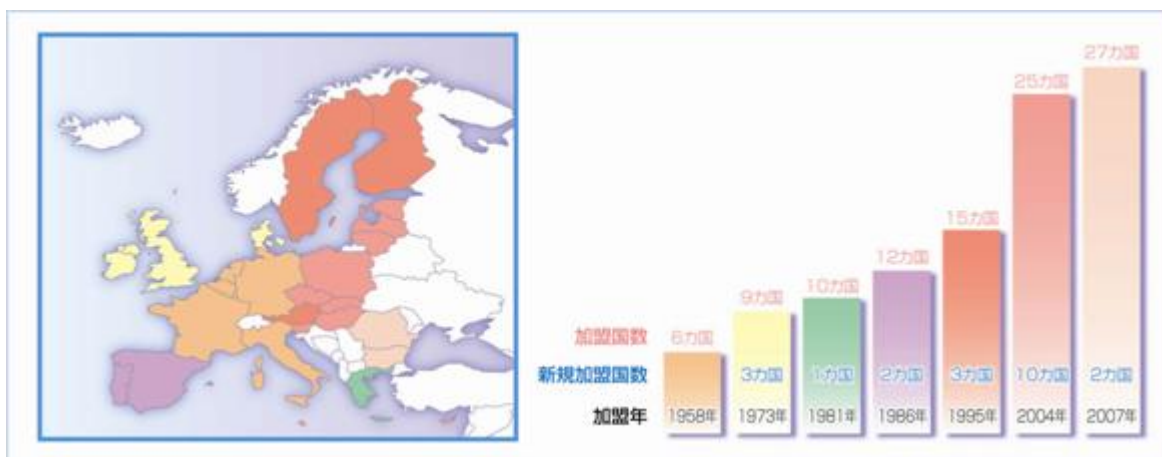
高い格付けで好利回り、流動性が高いなど、魅力あるユーロ建ての公社債があります。

毎月分配

毎月、日本円で分配金を受け取ることができます。

※分配対象額が少額の場合には、収益分配を行わない場合があります。

拡大するEU



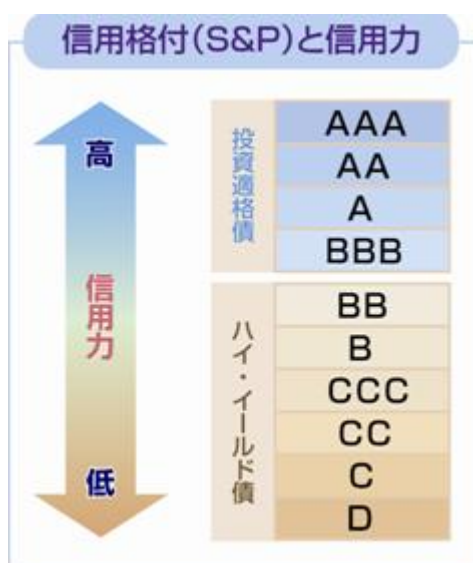
EUとEMUについて

EU（European Union、欧州連合）は、単一市場、単一通貨など経済統合を果たすと共に、ヒト・モノ・カネの自由な移動を進め、司法・内務また安全保障・外交政策においても共同で対処する欧州における国家の連合体で、27カ国が参加しています。

EMU（Economic and Monetary Union、経済通貨同盟）は、域内単一市場を補完するものであり、欧州連合内の安定かつ持続的な経済成長と雇用の創出、また、世界経済のより一層の安定に必要な枠組みを提供することを目的として、自国の通貨を永久に放棄して単一通貨ユーロを採用している同盟です。欧州連合の加盟国中16カ国が参加しています。

出所：外務省（2010年4月現在）

高い信用力と高利回り



ユーロ建ての高格付け、好利回りの債券を主要投資対象とします。

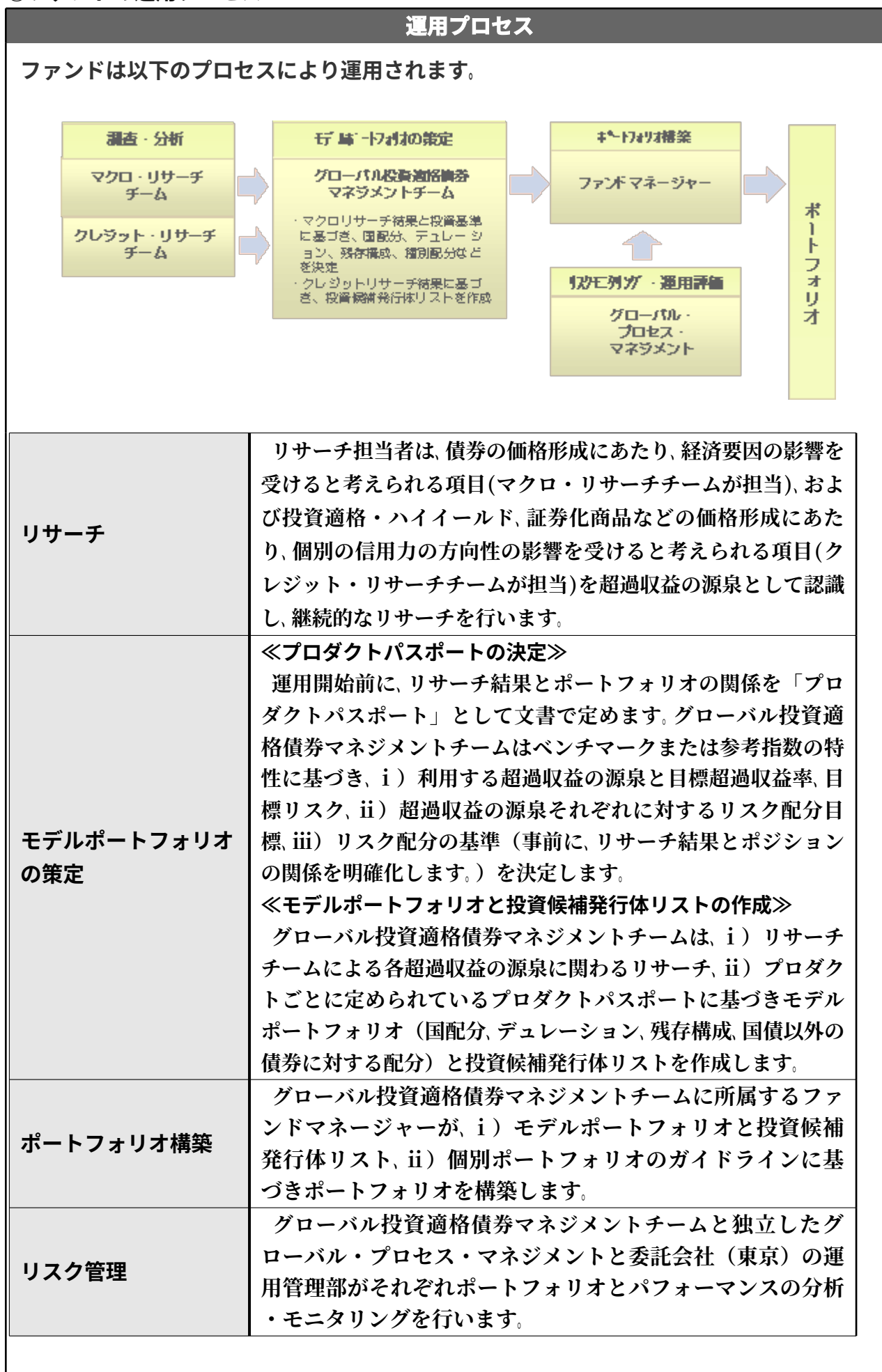
当ファンドのポートフォリオ全体の平均格付※はA A格以上とし、社債への投資比率は20%程度までに限定します。

※平均格付とは、投資信託財産が保有している各有価証券の信用格付を加重平均したものであり、ファンド自体の信用格付ではありません。

※上記の投資制限は、運用上のガイドラインであり、信託約款に定める投資制限ではありません。

また今後、委託会社の判断により変更される場合があります。

⑤ファンドの運用プロセス



◆ファンドの運用プロセス等は、平成22年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

＊当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

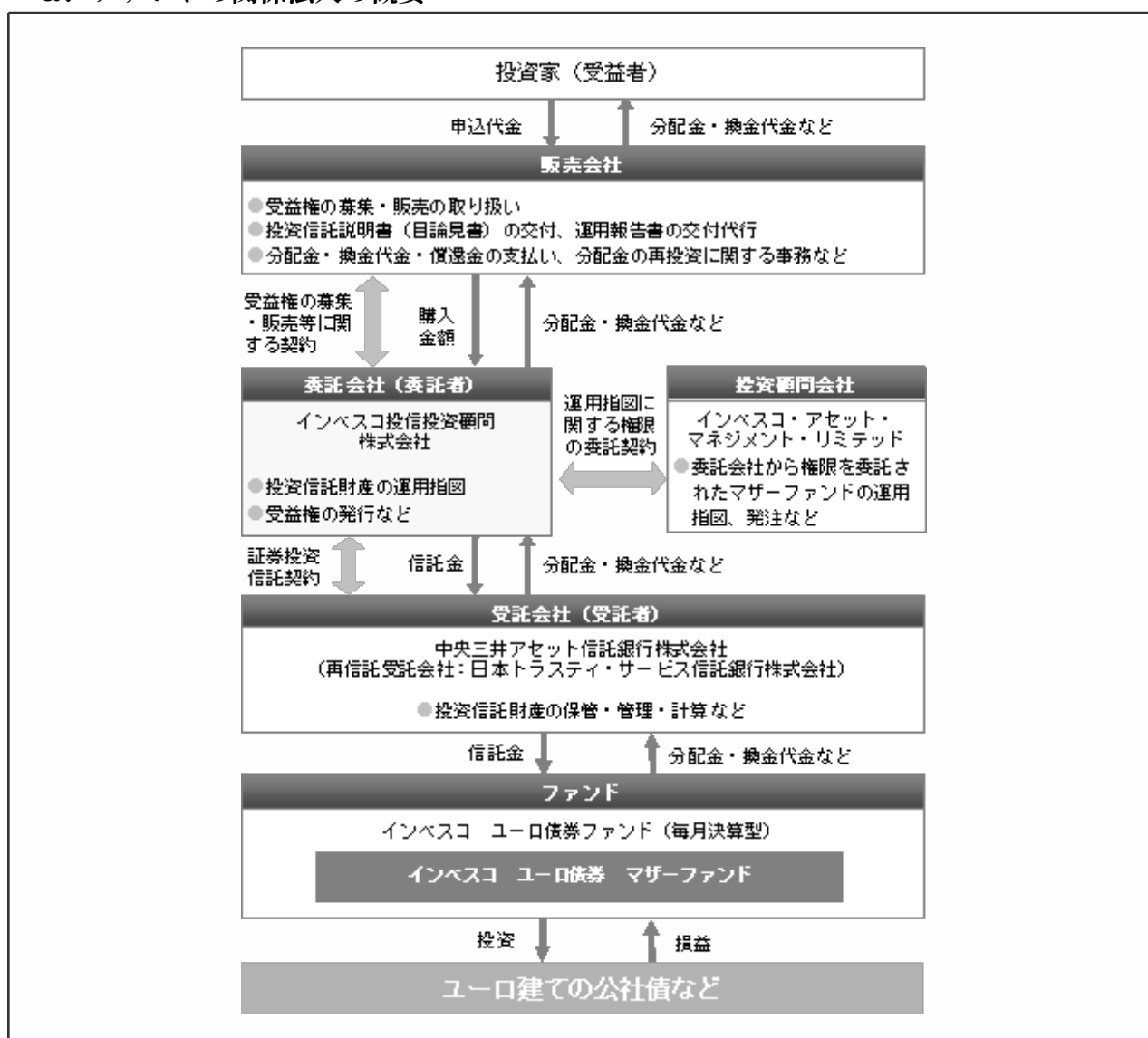
(2) 【ファンドの沿革】

平成14年10月31日	託契約締結、ファンド設定、運用開始
平成19年1月4日	投資信託振替制度への移行

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの運営の仕組み

a. ファンドの関係法人の概要



b. 委託会社およびファンドの関係法人の役割

委託会社 インベスコ投信投資顧問株式会社	投資信託財産の運用指図、信託約款の届け出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）・運用報告書の作成、投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）および投資信託財産に関する帳簿書類の作成などを行います。
受託会社 中央三井アセット信託銀行株式会社 ＜再信託受託会社＞ 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 なお、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託事務の一部を委託することがあります。
販売会社	受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。
投資顧問会社 インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド	委託会社よりマザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受けて、マザーファンドの運用指図、投資判断・発注などを行います。

c. 委託会社がファンドの関係法人と締結している契約等の概要

受託会社と締結している契約： 証券投資信託契約	信託約款に基づき締結され、運用方針、投資制限、委託会社・受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬の総額、信託期間などファンドの運営に関する事項が規定されています。
販売会社と締結している契約： 受益権の募集・販売等に関する契約	受益権の募集・販売の取り扱い、分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務、その他これらに付随する事務および手続きなどの内容が規定されています。
投資顧問会社と締結している契約： 運用指図に関する権限の委託契約	委託会社が投資顧問会社に委託するマザーファンドの運用指図に関する業務の内容、当該業務にかかる投資顧問会社の報酬、契約の期間および終了手続きなどが規定されています。

[次へ](#)

②委託会社等の概況

名称（商号等）	インベスコ投信投資顧問株式会社 （金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第306号）										
資本金	3,000百万円（平成22年11月30日現在）										
沿革	昭和61(1986)年：エムアイエム・トウキョウ株式会社（後のインベスコ投資顧問株式会社）設立 平成2(1990)年：エムアイエム投信株式会社（後のインベスコ投信株式会社）設立 平成8(1996)年：インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更 平成10(1998)年：エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併										
大株主の状況	（平成22年11月30日現在） <table> <tr> <th>名称</th><th>住所</th><th>所有株式数</th><th>所有比率</th></tr> <tr> <td>インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド</td><td>英国ロンドン市フィズベリースクウェア30番地EC2A 1AG</td><td>20,000株</td><td>100%</td></tr> </table>			名称	住所	所有株式数	所有比率	インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド	英国ロンドン市フィズベリースクウェア30番地EC2A 1AG	20,000株	100%
名称	住所	所有株式数	所有比率								
インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド	英国ロンドン市フィズベリースクウェア30番地EC2A 1AG	20,000株	100%								

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針	中長期的に安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を図ることを目標に運用を行います。
主な投資態度	・ マザーファンド受益証券への投資を通じて、ユーロ建ての公社債等に投資します。 ・ EMU（Economic and Monetary Union、経済通貨同盟）参加国の金利水準や市況動向、格付等を総合的に勘案して選定した銘柄に投資を行います。 ・ 運用にあたっては、経済と市場価格の関係を調査・分析し意思決定を行うアクティブ運用を行います。調査・分析は、ファンドマネージャーによるファンダメンタルズ分析とモデルに基づくクオンツ分析を併用いたします。 ・ 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 ・ 投資状況により、マザーファンドと同様の運用を行う場合があります。 ・ インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドにマザーファンドの運用指図に関する権限を委託します。
運用の特色	・ 超過収益の源泉の多様化に着目したアクティブ運用を行います。 ・ 債券市場の構造変化に対応するため、リサーチ体制をグローバルに一元化し、為替・金利・信用分析を含む債券運用に関わるあらゆる超過収益の源泉について、同一の手法による調査・分析を行います。調査・分析に当たっては定性分析と定量分析を併用します。 ・ リスク総量だけでなく、それぞれの超過収益の源泉に対するリスク配分状況も常に把握します。

(2)【投資対象】

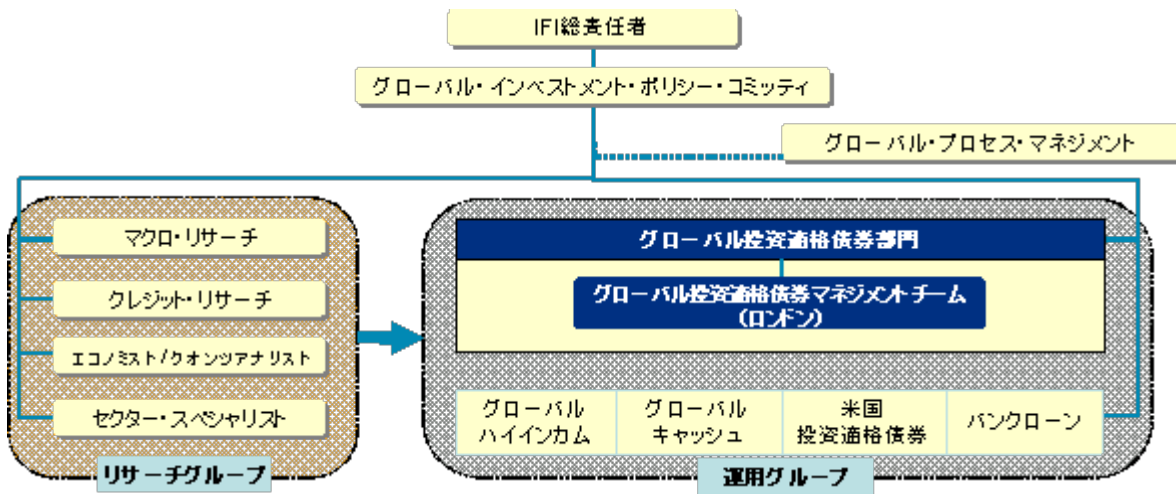
投資対象とする資産の種類（特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるもの））	a. 有価証券 b. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第27条および第28条までに定めるものに限りま。） c. 約束手形 d. 金銭債権
--	---

投資対象とする有価証券	委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券のほか以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 a. 株券または新株引受権証書 b. 国債証券 c. 地方債証券 d. 特別の法律により法人の発行する債券 e. 社債券（新株引受権証券とが社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。） f. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。） g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。） h. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。） i. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。） j. コマーシャル・ペーパー k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券 l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記 a. から k. までの証券または証書の性質を有するもの m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。） n. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。） o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。） p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。） q. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。） r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書 s. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの t. 外国の者に対する権利で前 s. の有価証券の性質を有するもの
--------------------	--

投資対象とする金融商品	委託会社は、信託金を、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。 a. 預金 b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。） c. コール・ローン ＊前記「投資対象とする有価証券」にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の金融商品により運用することができます。
-------------	--

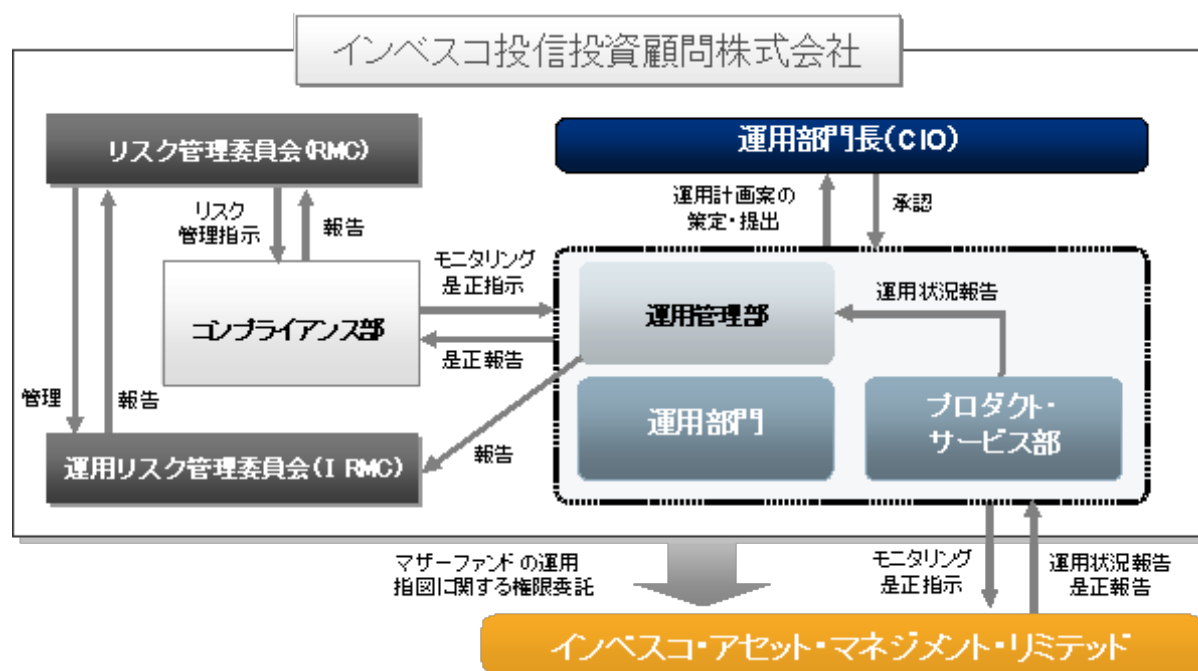
(3) 【運用体制】

①インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドにおける当ファンドの運用体制

運用体制図	 <pre> graph TD IFI[IFI総責任者] --- GIPC[グローバル・インベストメント・ポリシー・コミッティ] IFI -.- GPM[グローバル・プロセス・マネジメント] GIPC --- RGR[リサーチグループ] GIPC --- GIBD[グローバル投資適格債券部門] GPM --- GIBD RGR --> GIBD subgraph GIBD [グローバル投資適格債券部門] GIBDMT[グローバル投資適格債券マネジメントチーム
（ロンドン）] subgraph UG [運用グループ] GHI[グローバルハイインカム] GC[グローバルキャッシュ] MIB[米国投資適格債券] BL[バンクローン] end end </pre>
マザーファンドの運用体制の概要	・委託会社は、マザーファンドの運用指図に関する権限をインベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドに委託します。マザーファンドの運用は、インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドに所属しているグローバル投資適格債券部門が担当します。 ・グローバル投資適格債券部門はインベスコ全体の債券運用を統括するインベスコ・フィクスト・インカム（以下「IFI」といいます。）の一部門であり、リサーチグループからの情報をもとに、ポートフォリオを構築します。 ・超過収益の源泉に関わるリサーチ、ポートフォリオのポジション、パフォーマンスなどは、IFI債券管理システム（Q-Tech）に保存され、リアルタイムで情報を共有化する体制が整っています。

②ファンドの関係法人に対する管理体制

関係法人に対する管理体制の概要



内部管理および意思決定を監督する組織	・コンプライアンス部（5名程度）は、ファンドのガイドラインの遵守状況のモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告します。また、必要に応じて運用部門およびプロダクト・サービス部へ是正を指示し、是正状況を確認します。 ・運用部門の運用管理部（3名程度）は、運用部門およびプロダクト・サービス部から報告を受けたファンドのパフォーマンス状況などを、運用リスク管理委員会に報告します。 ・運用リスク管理委員会（5名程度）は、運用管理部からの報告を基に、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をリスク管理委員会へ報告します。 ※「3 投資リスク (2)投資リスクに対する管理体制」もご覧ください。
運用に関する社内規定	ファンドの運用に関する社内規定として「運用業務規程」、リスク管理に関する社内規定として「リスク管理規程」があります。
ファンドの関係法人に対する管理体制	・投資顧問会社の管理・統制については、運用内容に関する十分な情報開示を求め、運用方針と運用内容に乖離がないかを確認します。また、定性・定量面における評価を継続的に実施します。 ・受託会社などの管理・統制については、外部監査法人による「内部統制監査報告書」を入手し、検証・モニタリングなどを行っております。

◆上記運用体制における組織名称等は、平成22年11月30日現在のものであり、委託会社または投資顧問会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

ファンドの決算日	毎月20日（同日が休業日の場合は翌営業日）。
分配方針	・ 分配対象額は、経費控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・ 分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。 ・ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
分配金の支払い	a. 「自動けいぞく投資コース」 分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。 b. 「一般コース」 分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社でお支払いを開始します。 ＊分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金にかかる決算日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に支払います。 ＊「自動けいぞく投資コース」の分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

①信託約款上の投資制限

株式への投資制限 （運用の基本方針）	株式への実質投資割合^{※1}は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ※1 実質投資割合とは、ファンドに属する資産の時価総額と、マザーファンドに属する資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額のファンドの純資産総額に対する割合をいいます。以下同じです。
外貨建資産への投資制限 （運用の基本方針）	外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
新株引受権証券などへの投資制限（第21条第4項）	新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資制限（第25条第1項）	同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
同一銘柄の新株引受権証券などへの投資制限（第25条第2項）	同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
同一銘柄の転換社債などへの投資制限（第26条）	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債 ^{※2} への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ※2 新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。以下同じです。
投資信託証券への投資制限（第21条第5項）	投資信託証券 ^{※3} への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ※3 マザーファンド受益証券を除きます。以下同じです。

先物取引等の運用指図（第27条）	・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、以下の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じです。）。 －わが国の金融商品取引所^{※4}における有価証券先物取引 －わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引 －わが国の金融商品取引所における有価証券オプション取引 －外国の金融商品取引所における上記の取引と類似の取引 ・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。 ・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。 ※4 金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設する者を「証券取引所」という場合があります。
スワップ取引の運用指図（第28条）	・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。 ・スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。 ・スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行います。 ・スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行います。

有価証券の貸し付けの指図（第29条）	・投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を貸し付けることの指図をすることができます。 ・有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行います。
公社債の空売りの指図（第30条）	・投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。 ・当該売り付けの決済は、公社債（投資信託財産において借り入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。
公社債の借り入れの指図（第31条）	・投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。 ・当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行います。 ・借り入れにかかる品借料は、投資信託財産中から支弁します。
特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（第32条）	わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、外貨建有価証券への投資が制約されることがあります。
外国為替予約取引の指図（第33条）	投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
資金の借り入れ（第42条）	・投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。 ・当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。 ・借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

◆上記の投資制限の詳細は、信託約款をご覧ください。

②法令に基づく投資制限

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）	委託会社は、信託財産に関して、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。
---	--

同一の法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）	委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として保有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権総数の100分の50を超えることとなる場合、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。
--	---

（参考）インベスコ ユーロ債券 マザーファンドの投資方針

基本方針	この投資信託は、中長期的に安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を図ることを目標に運用を行います。
投資対象	ユーロ建ての公社債等を主要投資対象とします。
投資態度	・ユーロ建ての公社債の中から、EMU参加国の金利水準や市況動向、格付等を総合的に勘案して選定した銘柄に投資を行います。 ・運用にあたっては、経済と市場価格の関係を調査・分析し意思決定を行うアクティブ運用を行います。調査・分析は、ファンドマネージャーによるファンダメンタルズ分析とモデルに基づくクオンツ分析を併用いたします。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 ・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、選択権取引、金利にかかる先物取引、オプション取引ならびに類似の取引を行うことができます。 ・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 ・インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。
投資制限	・株式への投資は投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

3【投資リスク】

投資信託はリスクを含む商品であり、当ファンドは、外国の公社債など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は金利動向などによって変動し、組入公社債の発行者の倒産や財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建ての資産は、為替変動による影響も受けます。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入していません。

ご投資家の皆さまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申し込みください。

(1)基準価額の変動要因等

①基準価額の主な変動要因

公社債にかかるリスク（価格変動リスク・信用リスク）	公社債の価格は、一般的に金利が低下した場合は上昇し、金利が上昇した場合は下落します（値幅は、残存期間、発行者、債券の種類などにより異なります。）。また、公社債の発行者の財務状況の悪化などの信用状況の変化、またはそれが予想される場合、価格が下落することがあります。この影響により、基準価額が下落することがあります。
デフォルト・リスク	利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（デフォルト）、またはできなくなることが予想される場合には、公社債の価格が大きく下落することがあります。この影響により、基準価額が下落することがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、基準価額が下落したり、新たな投資や投資資金が回収できなくなる場合があります。
為替変動リスク	為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給、その他の要因により大幅に変動する場合があります。組入外貨建資産について日本円で評価する際、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落することがあります。

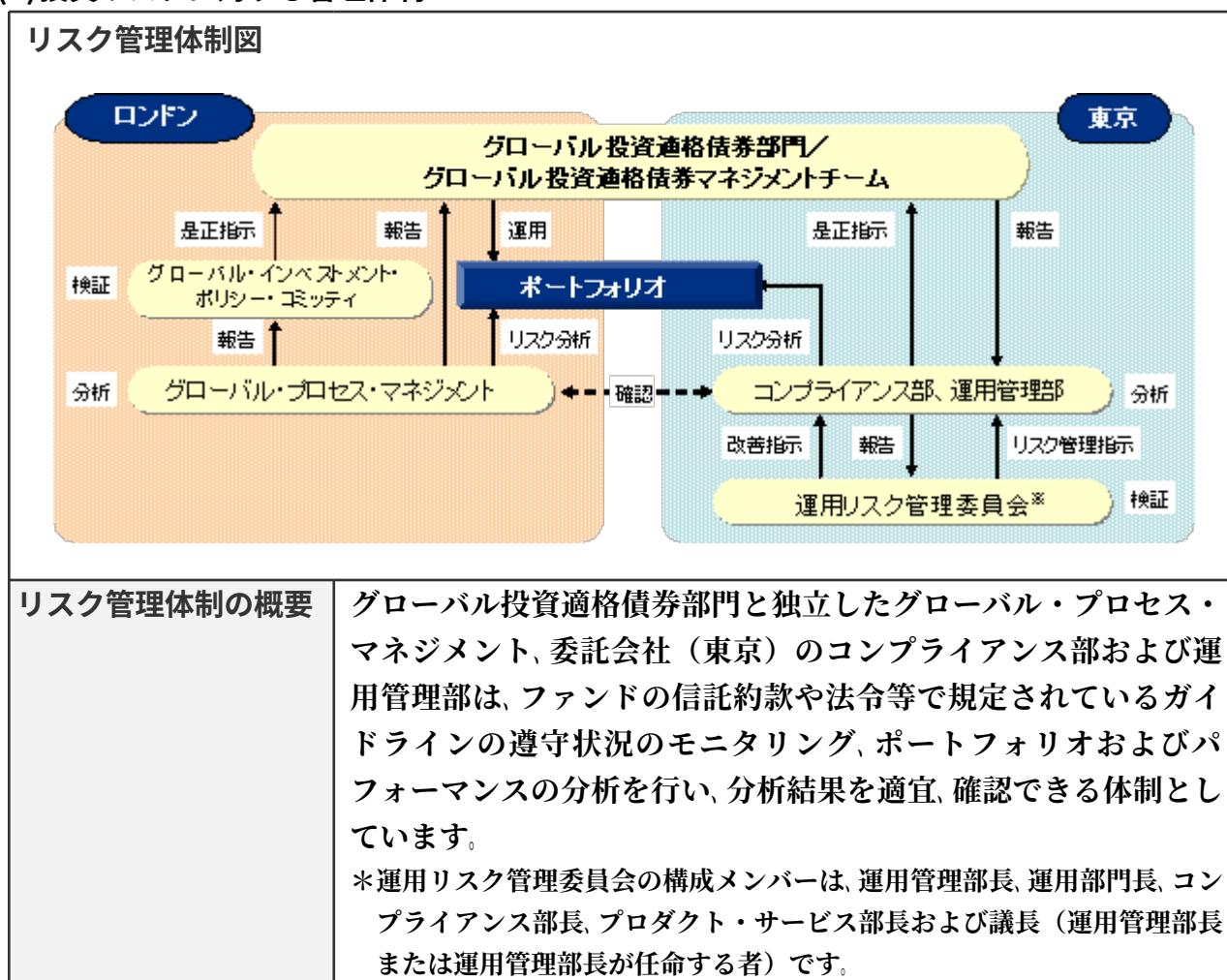
②基準価額のその他の変動要因

解約資金手当によるリスク	短期間に相当金額の解約資金の手当てを行うため、市場の規模や動向によっては、市場実勢を押し下げ、当初期待された価格で有価証券を売却できないことがあります。
--------------	--

コール・ローン等の相手先に関する信用リスク	コール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、相手先の債務不履行により損失が発生する場合があります。この影響により、基準価額が下落することがあります。
ファミリーファンド方式にかかるリスク	マザーファンド受益証券に投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動などが生じ、マザーファンドにおいて組入有価証券の売買が行われた場合などには、組入有価証券等の価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

- ファンドは、預金保険機構または保険契約者保護機構による保護の対象とはなりません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入していません。
- ファンドは中長期的に安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を図ることを目標として運用を行うことを基本としますが、ファンドが投資目的を実現する保証はありません。
- ファンドには、運用実績の保証はなく、またご投資家の皆さまの投資額の時価が増加するという保証也没有ありません。皆さまの投資には、損失の可能性があり、こうした損失に対してファンドは一切補償を行いません。
- 委託会社は、資金動向、市況動向等によっては、ファンドの運用方針に従った運用ができない場合があります。
- 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が20億口を下回る事となった場合、または信託を終了することが受益者のために有利であると認めるとき、もしくはその他やむを得ない事情が発生したときには、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。
- 取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が生じた場合等には、受益権の取得申し込み、換金（解約請求）の受け付けを中止すること、あるいは、既に受け付けた当該申し込みの受け付けを取り消す場合があります。
- ファンドに適用されている法令、税制、会計基準等は、今後変更となる場合があります。

(2)投資リスクに対する管理体制



◆上記リスク管理体制における組織名称などは、委託会社または投資顧問会社の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的なリスク管理体制が変更されるものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

購入時手数料	購入時手数料^{※1}は、購入口数、購入金額^{※2}または購入代金^{※3}などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める2.625%（税抜き2.50%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 ※1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。 ※2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。 ※3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料(税込み)」により計算される金額をいいます。
分配金の再投資にかかる手数料	「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

換金（解約）手数料	当ファンドの換金（解約）にあたり、手数料はありません。
信託財産留保額	ありません。

※「信託財産留保額」とは、解約者と償還時まで投資を続ける受益者との間の公平性を確保するため、信託期間満了前の換金（解約）に対し換金（解約）者から徴収する一定の金額をいいます。差し引かれた信託財産留保額は、信託財産に留保されます。

(3)【信託報酬等】＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

信託報酬の額	投資信託財産の純資産総額に年率1.26%（税抜き1.20%）を乗じて得た額とします。			
信託報酬の配分	総 額	年率1.26%（税抜き1.20%）		
	配 分	委託会社	販売会社	受託会社
		年率 0.5775% (税抜き 0.550%)	年率 0.6300% (税抜き 0.600%)	年率 0.0525% (税抜き 0.050%)
	＊委託会社が受け取る報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先である、インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドへの報酬が含まれています。同社に対しては、委託会社が受け取る報酬額（税抜き）×40%により計算された報酬額が支払われます。			
支払方法	毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。			

(4) 【その他の手数料等】 <投資者が信託財産で間接的に負担する費用>**①信託事務の諸費用**

該当する費用	・ 組入有価証券売買時の売買委託手数料 ・ 先物取引やオプション取引等に要する費用 ・ 資産を外国で保管する場合の費用 ・ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用 ・ 受託会社の立て替えた立替金の利息 ・ 投資信託財産に関する租税 ・ 信託事務の処理等に要する諸費用
計算方法等	運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額または計算方法を記載できません。
支払方法	受益者の負担とし、投資信託財産中から実費を支弁します。

②その他信託事務の諸費用

該当する費用	・ 監査費用				
計算方法等	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">その他信託事務の諸費用 上限固定率</th></tr> <tr> <td colspan="2">純資産総額に対して年率0.105%（税抜き0.10%）</td></tr> </table> ・ 委託会社は、その他信託事務の諸費用の支払いを投資信託財産のためにいき、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。 ・ 委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他信託事務の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.105%（税抜き0.10%）相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他信託事務の諸費用の合計額とみなし、当ファンドより受領することができます。 ・ 委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。	その他信託事務の諸費用 上限固定率		純資産総額に対して年率0.105%（税抜き0.10%）	
その他信託事務の諸費用 上限固定率					
純資産総額に対して年率0.105%（税抜き0.10%）					
支払方法	毎日計上し、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から、消費税等相当額とともに、委託会社に支払われます。				

(5) 【課税上の取り扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。日本の居住者（法人を含む。）である受益者に対する課税上の取り扱いは、以下のとおりです。

①個人の受益者に対する課税の取り扱い

分配金に対する課税	・ 分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。 ・ 原則として確定申告は不要ですが、確定申告により総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。
解約金および償還金に対する課税	・ 解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。 ・ 原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）を利用した場合は、申告不要です。
損益通算について	・ 解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算すること、または特定口座（源泉徴収あり）の利用により当該特定口座内の他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額と損益通算することができます。 ・ 解約時および償還時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。

②法人の受益者に対する課税の取り扱い

分配金、解約金および償還金に対する課税	・ 分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。 ・ 徴収された源泉税は、所有期間に応じて法人税額より控除されます。
益金不算入制度の適用	益金不算入制度は、適用されません。

◇個別元本について

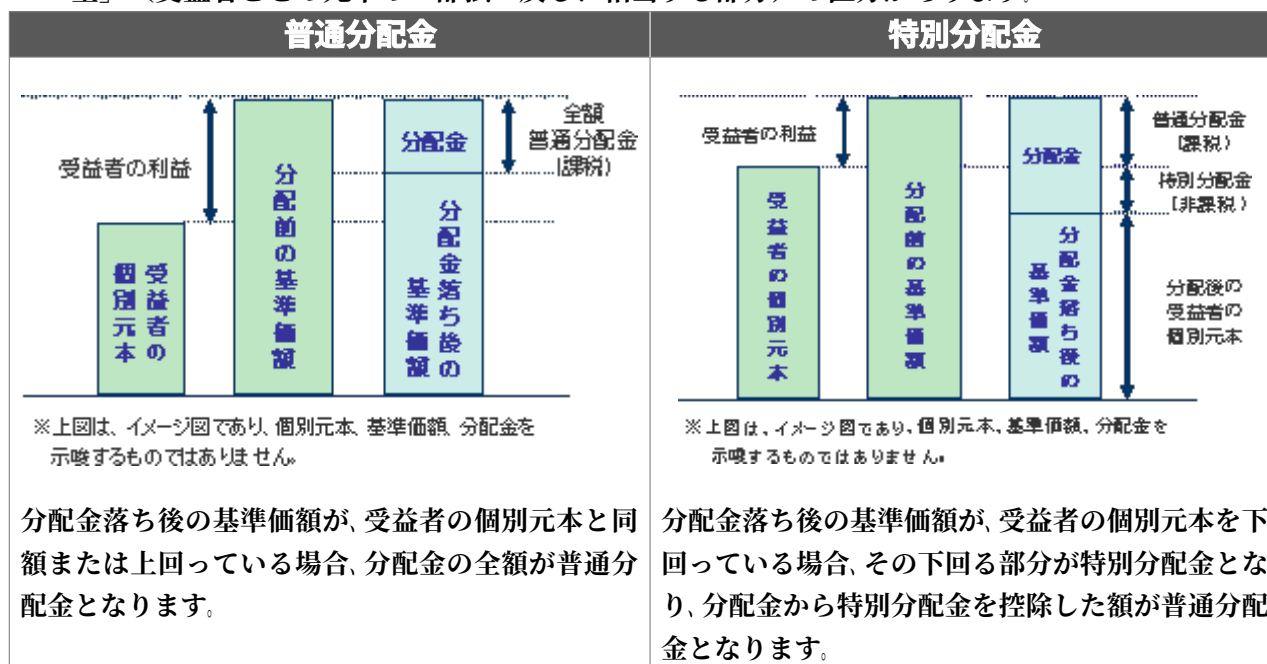
- ・ 追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（以下「個別元本」といいます。）にあたります。
- ・ 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加取得を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・ 受益者が特別分配金[※]を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※「特別分配金」については、下記「分配金の課税について」をご参照ください。

◇分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配

金」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。



- ◆上記は、平成22年11月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。
- ◆税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】（平成22年11月30日現在）

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,037,834,497	100.37
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		△3,905,290	△0.37
合 計(純資産総額)		1,033,929,207	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(参考)インベスコ ユーロ債券 マザーファンド

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	ドイツ	578,617,568	55.75
	イタリア	181,984,020	17.53
	フランス	173,140,516	16.68
	スペイン	79,061,257	7.61
	小 計	1,012,803,361	97.59
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		25,004,280	2.40
合 計(純資産総額)		1,037,807,641	100.00

(2)【投資資産】（平成22年11月30日現在）

①【投資有価証券の主要銘柄】

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額単価 帳簿価額金額 (円)	評価額単価 評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	インベスコ ユーロ債券 マザーファンド	676,730,893	1.5991 1,082,160,371	1.5336 1,037,834,497	100.37

種類別投資比率

種 類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.37
合 計	100.37

(参考)インベスコ ユーロ債券 マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	利率 (%)	償還期限	数量 (額面)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率 (%)
1	ドイツ	国債 証券	GERMAN GB	4.00	2016/7/4	2,320,000	12,234.56	283,842,014	12,215.20	283,392,735	27.31
2	ドイツ	国債 証券	GERMAN GB	3.75	2015/1/4	1,570,000	11,956.87	187,722,960	12,010.48	188,564,584	18.17
3	イタリア	国債 証券	ITALY GB	3.75	2015/8/1	920,000	11,594.95	106,673,584	11,161.16	102,682,741	9.90

4	フランス	国債証券	FRANCE GB	3.00	2015/10/25	640,000	11,667.30	74,670,756	11,497.57	73,584,473	7.09
5	ドイツ	国債証券	GERMAN GB	4.25	2017/7/4	470,000	12,483.38	58,671,932	12,395.02	58,256,625	5.61
6	フランス	国債証券	FRANCE GB	3.50	2020/4/25	490,000	11,701.18	57,335,823	11,375.84	55,741,655	5.37
7	イタリア	国債証券	ITALIA GB	3.00	2015/6/15	470,000	11,059.91	51,981,594	10,781.60	50,673,537	4.88
8	ドイツ	国債証券	GERMAN GB	3.25	2015/7/4	410,000	11,873.59	48,681,724	11,805.76	48,403,624	4.66
9	スペイン	国債証券	SPAIN GB	4.75	2014/7/30	410,000	11,794.49	48,357,424	11,389.12	46,695,421	4.50
10	フランス	国債証券	FRANCE GB	3.75	2017/4/25	370,000	12,265.55	45,382,551	11,841.72	43,814,388	4.22
11	スペイン	国債証券	SPAIN GB	4.00	2020/4/30	320,000	10,954.48	35,054,365	10,114.32	32,365,836	3.11
12	イタリア	国債証券	ITALY GB	4.25	2019/2/1	260,000	11,332.80	29,465,284	11,010.67	28,627,742	2.75

種類別投資比率

種 類	投資比率(%)
国債証券	97.59
合 計	97.59

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

			純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1特定 期間	第1期	(平成15年1月20日現在)	15,685	15,797	1.0571	1.0646
	第2期	(平成15年2月20日現在)	10,231	10,260	1.0884	1.0914
	第3期	(平成15年3月20日現在)	6,574	6,593	1.0675	1.0705
	第4期	(平成15年4月21日現在)	4,964	4,978	1.0987	1.1017
第2特定 期間	第5期	(平成15年5月20日現在)	3,780	3,790	1.1724	1.1754
	第6期	(平成15年6月20日現在)	2,662	2,669	1.2019	1.2049
	第7期	(平成15年7月22日現在)	1,926	1,931	1.1442	1.1472
	第8期	(平成15年8月20日現在)	1,740	1,744	1.1068	1.1098
	第9期	(平成15年9月22日現在)	1,534	1,538	1.0810	1.0840
	第10期	(平成15年10月20日現在)	1,496	1,501	1.0625	1.0655
第3特定 期間	第11期	(平成15年11月20日現在)	1,537	1,541	1.0849	1.0879
	第12期	(平成15年12月22日現在)	1,446	1,450	1.1195	1.1225
	第13期	(平成16年1月20日現在)	1,477	1,481	1.1167	1.1197
	第14期	(平成16年2月20日現在)	1,674	1,679	1.1530	1.1560
	第15期	(平成16年3月22日現在)	1,601	1,606	1.1202	1.1232
	第16期	(平成16年4月20日現在)	1,591	1,595	1.1009	1.1039
第4特定 期間	第17期	(平成16年5月20日現在)	1,638	1,642	1.1317	1.1347
	第18期	(平成16年6月21日現在)	1,512	1,516	1.0980	1.1010
	第19期	(平成16年7月20日現在)	1,530	1,534	1.1292	1.1322
	第20期	(平成16年8月20日現在)	1,491	1,495	1.1388	1.1418
	第21期	(平成16年9月21日現在)	1,365	1,368	1.1271	1.1301
	第22期	(平成16年10月20日現在)	1,346	1,350	1.1490	1.1520
第5特定 期間	第23期	(平成16年11月22日現在)	1,351	1,355	1.1412	1.1442
	第24期	(平成16年12月20日現在)	1,341	1,344	1.1845	1.1875
	第25期	(平成17年1月20日現在)	1,123	1,126	1.1437	1.1467
	第26期	(平成17年2月21日現在)	1,122	1,125	1.1726	1.1756
	第27期	(平成17年3月22日現在)	1,161	1,164	1.1708	1.1738
	第28期	(平成17年4月20日現在)	1,158	1,160	1.1938	1.1968
第6特定 期間	第29期	(平成17年5月20日現在)	1,129	1,132	1.1686	1.1716
	第30期	(平成17年6月20日現在)	1,126	1,129	1.1459	1.1489
	第31期	(平成17年7月20日現在)	1,689	1,694	1.1662	1.1692
	第32期	(平成17年8月22日現在)	2,101	2,106	1.1538	1.1568
	第33期	(平成17年9月20日現在)	2,191	2,197	1.1623	1.1653
	第34期	(平成17年10月20日現在)	2,276	2,282	1.1769	1.1799

			純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第7特定 期間	第35期	(平成17年11月21日現在)	2,388	2,394	1.1829	1.1859
	第36期	(平成17年12月20日現在)	2,436	2,442	1.1753	1.1783
	第37期	(平成18年1月20日現在)	2,577	2,584	1.1744	1.1774
	第38期	(平成18年2月20日現在)	2,768	2,775	1.1803	1.1833
	第39期	(平成18年3月20日現在)	2,834	2,842	1.1711	1.1741
	第40期	(平成18年4月20日現在)	2,940	2,948	1.1923	1.1953
第8特定 期間	第41期	(平成18年5月22日現在)	2,889	2,897	1.1717	1.1747
	第42期	(平成18年6月20日現在)	2,663	2,670	1.1884	1.1914
	第43期	(平成18年7月20日現在)	2,540	2,547	1.2021	1.2051
	第44期	(平成18年8月21日現在)	2,283	2,289	1.2146	1.2176
	第45期	(平成18年9月20日現在)	2,139	2,148	1.2170	1.2220
	第46期	(平成18年10月20日現在)	2,259	2,268	1.2192	1.2242
第9特定 期間	第47期	(平成18年11月20日現在)	2,456	2,466	1.2330	1.2380
	第48期	(平成18年12月20日現在)	2,513	2,523	1.2622	1.2672
	第49期	(平成19年1月22日現在)	2,732	2,743	1.2606	1.2656
	第50期	(平成19年2月20日現在)	2,877	2,889	1.2581	1.2631
	第51期	(平成19年3月20日現在)	2,875	2,887	1.2564	1.2614
	第52期	(平成19年4月20日現在)	2,875	2,886	1.2842	1.2892
第10特定 期間	第53期	(平成19年5月21日現在)	2,913	2,924	1.2930	1.2980
	第54期	(平成19年6月20日現在)	2,900	2,912	1.2911	1.2961
	第55期	(平成19年7月20日現在)	2,939	2,950	1.3151	1.3201
	第56期	(平成19年8月20日現在)	2,648	2,659	1.2155	1.2205
	第57期	(平成19年9月20日現在)	2,736	2,747	1.2706	1.2756
	第58期	(平成19年10月22日現在)	2,596	2,606	1.2827	1.2877
第11特定 期間	第59期	(平成19年11月20日現在)	2,487	2,497	1.2743	1.2793
	第60期	(平成19年12月20日現在)	2,376	2,385	1.2720	1.2770
	第61期	(平成20年1月21日現在)	2,342	2,352	1.2369	1.2419
	第62期	(平成20年2月20日現在)	2,380	2,389	1.2624	1.2674
	第63期	(平成20年3月21日現在)	2,272	2,282	1.2136	1.2186
	第64期	(平成20年4月21日現在)	2,347	2,356	1.2761	1.2811
第12特定 期間	第65期	(平成20年5月20日現在)	2,245	2,254	1.2498	1.2548
	第66期	(平成20年6月20日現在)	2,198	2,207	1.2533	1.2583
	第67期	(平成20年7月22日現在)	2,136	2,144	1.2725	1.2775
	第68期	(平成20年8月20日現在)	2,057	2,068	1.2517	1.2587
	第69期	(平成20年9月22日現在)	2,159	2,172	1.1823	1.1893
	第70期	(平成20年10月20日現在)	2,003	2,016	1.0668	1.0738

			純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第13特定 期間	第71期	(平成20年11月20日現在)	1,864	1,877	0.9599	0.9669
	第72期	(平成20年12月22日現在)	1,997	2,011	1.0103	1.0173
	第73期	(平成21年1月20日現在)	1,872	1,886	0.9449	0.9519
	第74期	(平成21年2月20日現在)	1,820	1,833	0.9546	0.9616
	第75期	(平成21年3月23日現在)	1,906	1,919	1.0472	1.0542
	第76期	(平成21年4月20日現在)	1,740	1,752	1.0172	1.0242
第14特定 期間	第77期	(平成21年5月20日現在)	1,842	1,855	1.0238	1.0308
	第78期	(平成21年6月22日現在)	1,877	1,889	1.0364	1.0434
	第79期	(平成21年7月21日現在)	1,912	1,925	1.0404	1.0474
	第80期	(平成21年8月20日現在)	1,889	1,901	1.0421	1.0491
	第81期	(平成21年9月24日現在)	1,762	1,774	1.0435	1.0505
	第82期	(平成21年10月20日現在)	1,758	1,769	1.0461	1.0531
第15特定 期間	第83期	(平成21年11月20日現在)	1,633	1,645	1.0234	1.0304
	第84期	(平成21年12月21日現在)	1,507	1,518	0.9976	1.0046
	第85期	(平成22年1月20日現在)	1,497	1,507	0.9902	0.9972
	第86期	(平成22年2月22日現在)	1,398	1,408	0.9476	0.9546
	第87期	(平成22年3月23日現在)	1,314	1,324	0.9265	0.9335
	第88期	(平成22年4月20日現在)	1,406	1,416	0.9413	0.9483
第16特定 期間	第89期	(平成22年5月20日現在)	1,404	1,415	0.8599	0.8669
	第90期	(平成22年6月21日現在)	1,300	1,310	0.8457	0.8527
	第91期	(平成22年7月20日現在)	1,390	1,402	0.8392	0.8462
	第92期	(平成22年8月20日現在)	1,275	1,286	0.8204	0.8274
	第93期	(平成22年9月21日現在)	1,149	1,159	0.8263	0.8333
	第94期	(平成22年10月20日現在)	1,136	1,146	0.8226	0.8296
平成21年11月末日			1,589	—	1.0074	—
平成21年12月末日			1,614	—	1.0074	—
平成22年1月末日			1,438	—	0.9513	—
平成22年2月末日			1,317	—	0.9227	—
平成22年3月末日			1,357	—	0.9462	—
平成22年4月末日			1,539	—	0.9327	—
平成22年5月末日			1,361	—	0.8487	—
平成22年6月末日			1,356	—	0.8139	—
平成22年7月末日			1,301	—	0.8429	—
平成22年8月末日			1,201	—	0.8050	—
平成22年9月末日			1,177	—	0.8480	—
平成22年10月末日			1,106	—	0.8223	—
平成22年11月末日			1,033	—	0.7916	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金 (円)		1口当たりの分配金 (円)
--	------------------	--	------------------

第1 特定 期間	第1期	0.0075	第2 特定 期間	第5期	0.0030
	第2期	0.0030		第6期	0.0030
	第3期	0.0030		第7期	0.0030
	第4期	0.0030		第8期	0.0030
第3 特定 期間	第11期	0.0030	第4 特定 期間	第9期	0.0030
	第12期	0.0030		第10期	0.0030
	第13期	0.0030		第17期	0.0030
	第14期	0.0030		第18期	0.0030
	第15期	0.0030		第19期	0.0030
	第16期	0.0030		第20期	0.0030
第5 特定 期間	第23期	0.0030	第6 特定 期間	第21期	0.0030
	第24期	0.0030		第22期	0.0030
	第25期	0.0030		第29期	0.0030
	第26期	0.0030		第30期	0.0030
	第27期	0.0030		第31期	0.0030
	第28期	0.0030		第32期	0.0030
第7 特定 期間	第35期	0.0030	第8 特定 期間	第33期	0.0030
	第36期	0.0030		第34期	0.0030
	第37期	0.0030		第41期	0.0030
	第38期	0.0030		第42期	0.0030
	第39期	0.0030		第43期	0.0030
	第40期	0.0030		第44期	0.0030
第9 特定 期間	第47期	0.0050	第10 特定 期間	第45期	0.0050
	第48期	0.0050		第46期	0.0050
	第49期	0.0050		第53期	0.0050
	第50期	0.0050		第54期	0.0050
	第51期	0.0050		第55期	0.0050
	第52期	0.0050		第56期	0.0050
第11 特定 期間	第59期	0.0050	第12 特定 期間	第57期	0.0050
	第60期	0.0050		第58期	0.0050
	第61期	0.0050		第65期	0.0050
	第62期	0.0050		第66期	0.0050
	第63期	0.0050		第67期	0.0050
	第64期	0.0050		第68期	0.0070
				第69期	0.0070
				第70期	0.0070

		1口当たりの分配金 (円)			1口当たりの分配金 (円)
第13 特定 期間	第71期	0.0070	第14 特定 期間	第77期	0.0070
	第72期	0.0070		第78期	0.0070
	第73期	0.0070		第79期	0.0070
	第74期	0.0070		第80期	0.0070
	第75期	0.0070		第81期	0.0070
	第76期	0.0070		第82期	0.0070

第15 特定期間	第83期	0.0070	第16 特定期間	第89期	0.0070
	第84期	0.0070		第90期	0.0070
	第85期	0.0070		第91期	0.0070
	第86期	0.0070		第92期	0.0070
	第87期	0.0070		第93期	0.0070
	第88期	0.0070		第94期	0.0070

③【収益率の推移】

		収益率(%)			収益率(%)
第1 特定期間	第1期	6.46	第2 特定期間	第5期	6.98
	第2期	3.24		第6期	2.77
	第3期	△1.64		第7期	△4.55
	第4期	3.20		第8期	△3.01
				第9期	△2.06
第3 特定期間	第11期	2.39	第4 特定期間	第10期	△1.43
	第12期	3.47		第17期	3.07
	第13期	0.02		第18期	△2.71
	第14期	3.52		第19期	3.11
	第15期	△2.58		第20期	1.12
	第16期	△1.46		第21期	△0.76
第5 特定期間	第23期	△0.42	第6 特定期間	第22期	2.21
	第24期	4.06		第29期	△1.86
	第25期	△3.19		第30期	△1.69
	第26期	2.79		第31期	2.03
	第27期	0.10		第32期	△0.81
	第28期	2.22		第33期	1.00
				第34期	1.51

		収益率(%)			収益率(%)
第7 特定 期間	第35期	0.76	第8 特定 期間	第41期	△1.48
	第36期	△0.39		第42期	1.68
	第37期	0.18		第43期	1.41
	第38期	0.76		第44期	1.29
	第39期	△0.53		第45期	0.61
	第40期	2.07		第46期	0.59
第9 特定 期間	第47期	1.54	第10 特定 期間	第53期	1.07
	第48期	2.77		第54期	0.24
	第49期	0.27		第55期	2.25
	第50期	0.20		第56期	△7.19
	第51期	0.26		第57期	4.94
	第52期	2.61		第58期	1.35
第11 特定 期間	第59期	△0.27	第12 特定 期間	第65期	△1.67
	第60期	0.21		第66期	0.68
	第61期	△2.37		第67期	1.93
	第62期	2.47		第68期	△1.08
	第63期	△3.47		第69期	△4.99
	第64期	5.56		第70期	△9.18
第13 特定 期間	第71期	△9.36	第14 特定 期間	第77期	1.34
	第72期	5.98		第78期	1.91
	第73期	△5.78		第79期	1.06
	第74期	1.77		第80期	0.84
	第75期	10.43		第81期	0.81
	第76期	△2.20		第82期	0.92
第15 特定 期間	第83期	△1.50	第16 特定 期間	第89期	△7.90
	第84期	△1.84		第90期	△0.84
	第85期	△0.04		第91期	0.06
	第86期	△3.60		第92期	△1.41
	第87期	△1.49		第93期	1.57
	第88期	2.35		第94期	0.40

(4) 【設定及び解約の実績】

		設定数量(口)	解約数量(口)			設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間				第2 特定期間	第5期	58,748,513	1,353,102,904
					第6期	57,920,931	1,067,081,586
	第1期	15,580,660,548	741,878,697		第7期	48,655,087	580,588,895
	第2期	111,680,808	5,549,212,629		第8期	52,295,520	163,687,207
	第3期	87,142,387	3,329,254,388		第9期	39,813,431	192,281,943
	第4期	95,122,916	1,735,283,788		第10期	34,437,760	45,258,308
第3 特定期間	第11期	55,443,572	47,349,698	第4 特定期間	第17期	11,434,736	9,417,041
	第12期	42,492,838	167,253,054		第18期	16,115,752	86,520,000
	第13期	87,561,603	56,405,318		第19期	304,135	22,261,745
	第14期	199,949,685	70,621,392		第20期	3,028,219	48,654,127
	第15期	108,029,479	130,641,905		第21期	15,785,968	114,060,000
	第16期	35,118,399	19,592,083		第22期	13,554,615	52,976,869
第5 特定期間	第23期	114,799,199	102,048,433	第6 特定期間	第29期	20,807,304	24,162,710
	第24期	47,897,059	100,132,943		第30期	40,601,338	24,126,850
	第25期	12,300,965	162,189,142		第31期	485,737,209	19,960,000
	第26期	11,679,112	36,943,901		第32期	387,799,779	15,497,065
	第27期	73,032,337	38,027,906		第33期	76,778,618	12,135,239
	第28期	22,267,735	44,445,601		第34期	62,686,136	14,540,000
第7 特定期間	第35期	107,247,445	22,450,000	第8 特定期間	第41期	14,982,049	15,073,911
	第36期	79,194,728	25,307,868		第42期	24,565,075	249,382,021
	第37期	132,505,539	10,378,190		第43期	8,332,405	136,133,436
	第38期	165,498,294	15,058,288		第44期	16,550,406	250,211,018
	第39期	105,355,144	30,175,524		第45期	62,653,161	184,805,110
	第40期	58,680,671	12,850,923		第46期	179,435,735	83,864,250
第9 特定期間	第47期	191,897,075	52,863,523	第10 特定期間	第53期	69,358,241	55,464,272
	第48期	160,101,690	160,948,790		第54期	41,596,116	47,747,602
	第49期	211,189,872	35,212,240		第55期	15,760,765	27,629,534
	第50期	129,630,270	9,708,261		第56期	20,427,904	76,687,316
	第51期	39,300,800	37,810,979		第57期	4,502,186	29,376,424
	第52期	23,572,801	73,456,525		第58期	6,739,553	136,528,625
第11 特定期間	第59期	5,708,981	77,832,213	第12 特定期間	第65期	15,882,037	58,246,983
	第60期	20,602,353	104,220,913		第66期	39,853,800	82,723,981
	第61期	54,780,622	28,863,858		第67期	28,484,942	103,642,646
	第62期	51,531,367	60,096,505		第68期	84,680,274	120,209,011
	第63期	61,573,716	74,420,636		第69期	199,978,330	16,858,001
	第64期	25,878,293	59,366,127		第70期	114,856,254	63,697,947

	設定数量(口)	解約数量(口)		設定数量(口)	解約数量(口)
--	---------	---------	--	---------	---------

第13 特定期間	第71期	112,885,982	48,237,329	第14 特定期間	第77期	99,121,162	10,590,000
	第72期	41,589,895	6,979,898		第78期	23,823,910	12,330,000
	第73期	13,864,421	9,068,727		第79期	33,477,330	6,015,877
	第74期	7,617,797	82,704,493		第80期	12,687,771	38,447,022
	第75期	2,876,467	88,710,069		第81期	7,690,485	131,402,371
	第76期	34,534,731	144,138,290		第82期	39,544,382	48,103,586
第15 特定期間	第83期	4,601,567	88,703,495	第16 特定期間	第89期	203,260,216	64,617,860
	第84期	4,341,943	89,396,290		第90期	10,011,345	105,352,096
	第85期	104,054,244	103,669,156		第91期	134,882,360	15,180,000
	第86期	15,724,481	51,739,716		第92期	25,259,132	128,047,263
	第87期	39,183,481	96,132,563		第93期	5,973,222	169,280,000
	第88期	99,901,807	24,586,240		第94期	5,730,352	14,944,317

(注1) 設定数量には当初設定数量を含みます。

(注2) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

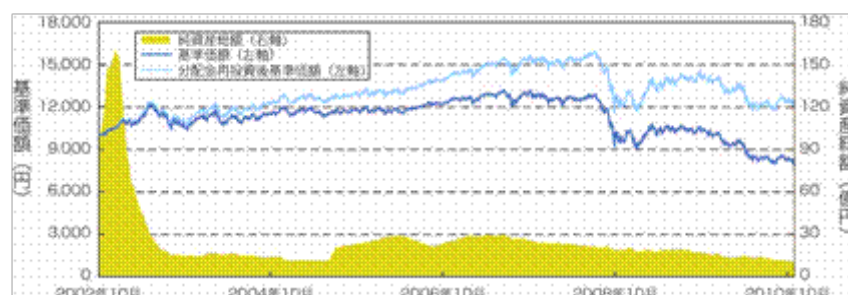
(参考情報)交付目論見書に記載する運用実績

(2010年11月30日現在)

基準価額・純資産の推移

■基準価額・純資産総額の推移（設定来）

基準価額	7,916円	純資産総額	1,034(百万円)
------	--------	-------	------------



※基準価額は信託報酬控除後のものです。分配金再投資後基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

■期間騰落率

期間	ファンド
1ヵ月	-2.9%
3ヵ月	0.9%
6ヵ月	-1.9%
1年	-13.6%
3年	-22.1%
5年	-8.6%
設定来	19.6%

※期間騰落率は、分配金再投資後基準価額の騰落率です。

分配の推移

(課税前／1万口当たり)

決算期	2010年7月	2010年8月	2010年9月	2010年10月	2010年11月	直近1年間 累計	設定来 累計
分配金	70円	70円	70円	70円	70円	840円	4,475円

主要な資産の状況

【ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。】

■種別配分

種別名	純資産比
国債証券	97.6%
地方債証券	-
特殊債券(政府機関債など)	-
普通社債券	-
資産担保証券・モーゲージ証券	-
キャパシユ等	2.4%

銘柄数	12
-----	----

■組入上位10銘柄

	銘柄名	クーポン	償還日	信用格付	純資産比
1	ドイツ国債	4.000%	2016/7/4	AAA	27.3%
2	ドイツ国債	3.750%	2015/1/4	AAA	18.2%
3	イタリア国債	3.750%	2015/8/1	A+	9.9%
4	フランス国債	3.000%	2015/10/25	AAA	7.1%
5	ドイツ国債	4.250%	2017/7/4	AAA	5.6%
6	フランス国債	3.500%	2020/4/25	AAA	5.4%
7	イタリア国債	3.000%	2015/6/15	A+	4.9%
8	ドイツ国債	3.250%	2015/7/4	AAA	4.7%
9	スペイン国債	4.750%	2014/7/30	AA	4.5%
10	フランス国債	3.750%	2017/4/25	AAA	4.2%

※信用格付は、原則としてS&P社とMoody's社の信用格付を使用し、両社が異なる場合は低い信用格付を参照しています。

年間収益率の推移



※ファンドにはベンチマークはありません。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資後基準価額を基に算出しています。

※2002年はファンドの設定日(2002年10月31日)から年末まで、2010年は1月から11月末までの騰落率を表示しています。

- ・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- ・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

購入方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。 「自動けいぞく投資コース」をお申し込みいただく投資者は、自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）をお申し込みの販売会社との間で結んでいただきます。 なお、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。				
購入申込不可日	ロンドン証券取引所の休業日に該当する日には、購入のお申し込みの受け付けを行いません。				
購入単位	分配金の受け取り方法により、分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」と、分配金を受け取る「一般コース」の2コースがあります。 <table border="1"> <tr> <td>「自動けいぞく投資コース」</td><td>1万円以上1円単位</td></tr> <tr> <td>「一般コース」</td><td>1万口以上1万口単位</td></tr> </table> ＊「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。	「自動けいぞく投資コース」	1万円以上1円単位	「一般コース」	1万口以上1万口単位
「自動けいぞく投資コース」	1万円以上1円単位				
「一般コース」	1万口以上1万口単位				
購入申込締切時間	・原則として毎営業日の午後3時までに購入のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 ・当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。 ・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国およびその関連諸地域における非常事態（非常事態宣言の有無を問わず、金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等の政変、戦争等）による取引所の閉鎖または流動性の極端な減少、資金の受け渡しに関する障害、またはその他やむを得ない事情があるときは、委託会社の独自の判断により、受益権の購入申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入申し込みの受け付けを取り消すことがあります。				
購入価額	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ただし、「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合の購入価額は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。				
購入時手数料	購入口数、購入金額または購入代金などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める2.625%（税抜き2.50%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。				

購入代金の支払い	販売会社が定める期日までにお支払いください。 ・「自動けいぞく投資コース」 当ファンドの購入単位に従った投資者ご指定の金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。 なお、購入時手数料は購入代金から差し引かれます。 ・「一般コース」 購入金額に購入時手数料を加算した金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。
購入の申し込みにかかる受益権の取り扱い	・購入のお申し込みを行う投資者は、販売会社に、購入申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。 ・販売会社は、当該購入申し込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。 ・委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。 ・受託会社は、追加信託により生じた受益権については、追加信託の都度、振替機関の定める方法により振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

換金方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。				
換金申込不可日	ロンドン証券取引所の休業日に該当する日には、換金のお申し込みの受け付けを行いません。				
換金単位	<table border="1"> <tr> <td>「自動けいぞく投資コース」</td><td>1口単位</td></tr> <tr> <td>「一般コース」</td><td>1万口単位</td></tr> </table>	「自動けいぞく投資コース」	1口単位	「一般コース」	1万口単位
「自動けいぞく投資コース」	1口単位				
「一般コース」	1万口単位				
換金申込締切時間	原則として、毎営業日の午後3時までに換金のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。				

換金価額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
換金代金の支払い	原則として、換金の申込受付日から起算して5営業日目から、販売会社でお支払いいたします。
換金の申し込み受け付けの中止等	・投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約のお申し込みについて、一定の制限を設ける場合があります。 ・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国およびその関連諸地域における非常事態（非常事態宣言の有無を問わず、金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等の政変、戦争等）による取引所の閉鎖または流動性の極端な減少、資金の受渡しに関する障害、またはその他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。 ・換金のお申し込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の換金のお申し込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金のお申し込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のお申し込みを受け付けたものとして、上記「換金価額」に準じて計算された価額とします。
換金にかかる受益権の取り扱い	・換金のお申し込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金のお申し込みにかかる当ファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ・受益者が換金のお申し込みを行うときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
償還金の支払い	原則として、信託終了日から起算して5営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者[※]に対し、販売会社でお支払いを開始いたします。 ※償還日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、購入代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定	基準価額とは、ファンドの投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。 基準価額の算定にあたり、投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。 基準価額の計算方法 <pre> graph LR A[ファンドの投資信託財産に属する資産（時価評価）] --> B[ファンドの資産総額] B --> C[ファンドの負債総額] C --> D[ファンドの純資産総額] D --> E[ファンドの受益権口数] E --> F[ファンドの基準価額] </pre> $\text{ファンドの純資産総額} = \text{ファンドの資産総額} - \text{ファンドの負債総額}$ $\text{ファンドの基準価額} = \text{ファンドの純資産総額} \div \text{ファンドの受益権口数}$
基準価額の算出頻度と公表	基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「ユーロ債M」の銘柄名で掲載されるほか、以下に照会することにより知ることができます。 なお、基準価額は便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。 ◇基準価額の照会先◇ インベスコ投信投資顧問株式会社 お問い合わせダイヤル 03-6402-2700 受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで ホームページ http://www.invesco.co.jp/

主な投資資産の評価方法	投資資産	評価方法
	親投資信託 受益証券	親投資信託受益証券の基準価額で評価します。
	公社債	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 ・外国金融商品市場等における最終相場 ・金融機関の提示する価額（売気配相場は除く） ・価格情報会社の提供する価額

(2) 【保管】

受益証券の保管	原則として受益証券は発行されないため、受益証券の保管に関する事項はありません。 ＊ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。
---------	---

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間	無期限（設定日：平成14年10月31日）とします。 なお、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が20億口を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。
-----------	--

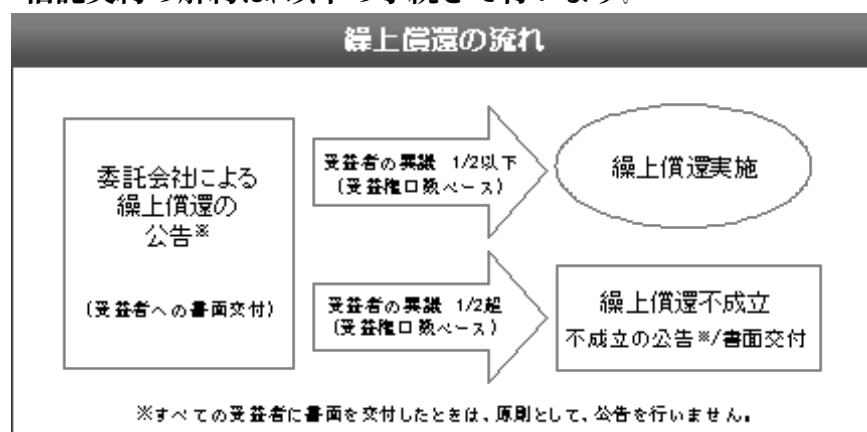
(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間	ファンドの計算期間は、原則として毎月21日から翌月20日までとします。 なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
-----------	---

(5) 【その他】

繰上償還

- ・ 委託会社は、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が20億口を下回ることとなった場合、信託期間中において当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める
とき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させる
ことができます。
- ・ 委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け
出ます。
- ・ 信託契約の解約は、以下の手続きで行います。



＊公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下回らないものとします。

＊上記の手続きは、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議申し立てにかかる一定の期間が1カ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

＊委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

信託約款の変更	・委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することができます。 ・委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 ・その内容が重大な信託約款の変更は、以下の手続きで行います。 重大な信託約款の変更の流れ ※公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下回らないものとします。 ※委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きに従います。
反対者の買取請求	委託会社が、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更」に規定する信託約款の変更（その内容が重大なもの）を行う場合において、受益者は、所定の期間内（1カ月を下回らないものとします。）に委託会社に対して異議を述べることができます。 この場合、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
関係会社との契約の更新等に関する手続きについて	・委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売等に関する契約」は、期間満了の3カ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後の取り扱いも同様です。 ・委託会社と投資顧問会社との間で締結される「運用指図に関する権限の委託契約」は、正当な理由に基づく、委託会社または投資顧問会社いずれかの当事者による書面による通知をもって終了します。同契約の双方の当事者により署名された書面による場合を除き、変更、放棄、免除または停止されることはありません。
運用報告書	委託会社は、年2回（4月と10月の決算時）および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に、販売会社よりお届けします。
公告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

分配金に対する請求権	・受益者は、委託会社の決定した分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。 ・分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・「自動けいぞく投資コース」に基づいて分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し遅滞なく分配金の再投資にかかる受益権の取得申し込みに応じます。 ・受益者が、分配金の支払開始日から5年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
償還金に対する請求権	・受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・受益者が、償還金の支払開始日から10年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
受益権の換金（解約）請求権	受益者は、受益権の換金（解約）を請求することができます。
反対者の買取請求権	・委託会社が、信託契約の解約または信託約款の変更（その内容が重大なもの）を行う場合、受益者は、所定の期間内（1カ月を下回らないものとします。）に、委託会社に対して異議を述べるすることができます。 ・所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
受益権均等分割	受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等に当ファンドの受益権を保有します。
帳簿閲覧権	受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6カ月未満であるため、財務諸表は6カ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間(平成21年10月21日から平成22年4月20日まで)及び当特定期間(平成22年4月21日から平成22年10月20日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

インベスコ ユーロ債券ファンド(毎月決算型)

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成22年4月20日現在)	当期 (平成22年10月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,418,406,476	1,147,720,317
未収入金	838,112	—
流動資産合計	1,419,244,588	1,147,720,317
資産合計	1,419,244,588	1,147,720,317
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	10,459,697	9,673,563
未払解約金	838,112	—
未払受託者報酬	55,162	48,991
未払委託者報酬	1,268,768	1,126,785
その他未払費用	94,500	80,500
流動負債合計	12,716,239	10,929,839
負債合計	12,716,239	10,929,839
純資産の部		
元本等		
元本	1,494,242,503	1,381,937,594
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△87,714,154	△245,147,116
（分配準備積立金）	64,284,845	49,948,277
元本等合計	1,406,528,349	1,136,790,478
純資産合計	1,406,528,349	1,136,790,478
負債純資産合計	1,419,244,588	1,147,720,317

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成21年10月21日 至 平成22年 4 月20日	当期 自 平成22年 4 月21日 至 平成22年10月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	△88,306,954	△118,238,370
営業収益合計	△88,306,954	△118,238,370
営業費用		
受託者報酬	393,616	345,725
委託者報酬	9,053,117	7,951,630
その他費用	567,000	525,000
営業費用合計	10,013,733	8,822,355
営業利益又は営業損失（△）	△98,320,687	△127,060,725
経常利益又は経常損失（△）	△98,320,687	△127,060,725
当期純利益又は当期純損失（△）	△98,320,687	△127,060,725
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△3,483,810	△2,953,908
期首剰余金又は期首欠損金（△）	77,481,373	△87,714,154
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,902,470	74,538,524
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,593,738	74,538,524
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	308,732	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,198,099	43,778,111
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,185,058	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,013,041	43,778,111
分配金	63,063,021	64,086,558
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△87,714,154	△245,147,116

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	前期 自 平成21年10月21日 至 平成22年 4 月20日	当期 自 平成22年 4 月21日 至 平成22年10月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準 価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

前期 (平成22年 4 月20日現在)	当期 (平成22年10月20日現在)
1.期首元本額 1,680,662,440円 期中追加設定元本額 267,807,523円 期中解約元本額 454,227,460円	1.期首元本額 1,494,242,503円 期中追加設定元本額 385,116,627円 期中解約元本額 497,421,536円
2.特定期間末日における受益権の総数 1,494,242,503口	2.特定期間末日における受益権の総数 1,381,937,594口
3.元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下 回っており、その差額は87,714,154円であり ます。	3.元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っ ており、その差額は245,147,116円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成21年10月21日 至 平成22年 4 月20日	当期 自 平成22年 4 月21日 至 平成22年10月20日
1.投資信託財産の運用の指図に係る権限の全 部又は一部を委託するために要する費用と して委託者報酬の中から支弁している額 1,649,426円	1.投資信託財産の運用の指図に係る権限の全 部又は一部を委託するために要する費用と して委託者報酬の中から支弁している額 1,448,728円

2. 分配金の計算過程 (平成21年10月21日から平成21年11月20日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,293,254円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(371,273,649円)及び分配準備積立金(78,013,118円)より分配対象収益は452,580,021円(1万口当たり2,834.69円)であり、うち11,175,923円(1万口当たり70円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	2. 分配金の計算過程 (平成22年4月21日から平成22年5月20日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,524,981円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(349,469,406円)及び分配準備積立金(61,745,817円)より分配対象収益は413,740,204円(1万口当たり2,533.78円)であり、うち11,430,194円(1万口当たり70円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。
(平成21年11月21日から平成21年12月21日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,009,361円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(343,994,118円)及び分配準備積立金(73,900,029円)より分配対象収益は420,903,508円(1万口当たり2,784.64円)であり、うち10,580,543円(1万口当たり70円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	(平成22年5月21日から平成22年6月21日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,571,459円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(320,213,523円)及び分配準備積立金(58,617,854円)より分配対象収益は381,402,836円(1万口当たり2,480.58円)であり、うち10,762,808円(1万口当たり70円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。
(平成21年12月22日から平成22年1月20日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,810,965円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(340,844,348円)及び分配準備積立金(69,685,309円)より分配対象収益は413,340,622円(1万口当たり2,733.92円)であり、うち10,583,238円(1万口当たり70円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	(平成22年6月22日から平成22年7月20日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,265,660円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(340,482,061円)及び分配準備積立金(59,104,620円)より分配対象収益は401,852,341円(1万口当たり2,424.80円)であり、うち11,600,725円(1万口当たり70円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成22年 1 月21日から平成22年 2 月22日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,038,641円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(325,790,944円)及び分配準備積立金(67,401,207円)より分配対象収益は396,230,792円(1万口当たり2,684.70円)であり、うち10,331,132円(1万口当たり70円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	(平成22年 7 月21日から平成22年 8 月20日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,368,518円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(310,968,390円)及び分配準備積立金(55,115,533円)より分配対象収益は368,452,441円(1万口当たり2,370.27円)であり、うち10,881,208円(1万口当たり70円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。
(平成22年 2 月23日から平成22年 3 月23日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,395,824円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(307,281,110円)及び分配準備積立金(63,812,104円)より分配対象収益は373,489,038円(1万口当たり2,632.17円)であり、うち9,932,488円(1万口当たり70円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	(平成22年 8 月21日から平成22年 9 月21日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,392,340円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(270,152,315円)及び分配準備積立金(49,859,947円)より分配対象収益は323,404,602円(1万口当たり2,324.71円)であり、うち9,738,060円(1万口当たり70円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。
(平成22年 3 月24日から平成22年 4 月20日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,577,917円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(319,311,912円)及び分配準備積立金(63,695,413円)より分配対象収益は386,585,242円(1万口当たり2,587.14円)であり、うち10,459,697円(1万口当たり70円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	(平成22年 9 月22日から平成22年10月20日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,505,893円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(261,663,874円)及び分配準備積立金(49,929,871円)より分配対象収益は314,099,638円(1万口当たり2,272.87円)であり、うち9,673,563円(1万口当たり70円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(金融商品に関する注記)

(追加情報)

前期 自 平成21年10月21日 至 平成22年 4月20日	当期 自 平成22年 4月21日 至 平成22年10月20日
当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年 3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年 3月10日）を適用しております。	

I 金融商品の状況に関する事項

項 目	前期 自 平成21年10月21日 至 平成22年 4月20日	当期 自 平成22年 4月21日 至 平成22年10月20日
1. 金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を主要投資対象としております。投資する親投資信託受益証券は、インベスコ ユーロ債券 マザーファンドです。 親投資信託受益証券は、公社債にかかるリスク、デフォルト・リスク、カントリー・リスク、為替変動リスク等にさらされております。 また、親投資信託受益証券は、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、外国通貨の取得又は売却取引について円貨額を確定することに限定しているため、当ファンドに対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、当ファンドが利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取締役会で定めたリスク管理の基本方針、及びリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」（以下「RMC」といいます。）で行います。RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。 RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」（以下「IRMC」といいます。）を開催し、運用リスクの管理を行います。IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項 目	前期 (平成22年 4月20日現在)	当期 (平成22年10月20日現在)
-----	-----------------------	-----------------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法		
(1) 有価証券	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。	同左
(2) デリバティブ取引	該当事項はありません。	同左
(3) 上記以外の金融商品	上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足事項	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	前期 (平成22年4月20日現在)	当期 (平成22年10月20日現在)
	前特定期間の損益に含まれた 評価差額	当特定期間の損益に含まれた 評価差額
親投資信託受益証券	32,559,812	5,820,040
合 計	32,559,812	5,820,040

(デリバティブ取引等に関する注記)

前期 自 平成21年10月21日 至 平成22年4月20日	当期 自 平成22年4月21日 至 平成22年10月20日
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成21年10月21日 至 平成22年4月20日	当期 自 平成22年4月21日 至 平成22年10月20日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

前期 (平成22年4月20日現在)	当期 (平成22年10月20日現在)
1口当たり純資産額 0.9413円 (1万口当たり純資産額 9,413円)	1口当たり純資産額 0.8226円 (1万口当たり純資産額 8,226円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券(親投資信託受益証券)

(平成22年10月20日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	インベスコ ユーロ債券 マザーファンド	727,510,343	1,147,720,317	
	合計	727,510,343	1,147,720,317	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

当ファンドは、「インベスコ ユーロ債券 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は次の通りです。

「インベスコ ユーロ債券 マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(平成22年4月20日現在)	(平成22年10月20日現在)
		金 額	金 額
資産の部			

流動資産			
預金		14,139,782	18,666,066
コール・ローン		72,826,805	1,268,320
国債証券		1,313,147,155	1,108,959,250
社債券		46,994,319	—
派生商品評価勘定		340,079	95,121
未払入金		—	39,375,340
未収利息		16,987,579	11,601,256
前払費用		8,488,631	4,957,163
流動資産合計		1,472,924,350	1,184,922,516
資産合計		1,472,924,350	1,184,922,516
負債の部			
流動負債			
未払金		53,678,020	37,169,442
未払解約金		838,112	—
流動負債合計		54,516,132	37,169,442
負債合計		54,516,132	37,169,442
純資産の部			
元本等			
元本		832,544,742	727,510,343
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		585,863,476	420,242,731
元本等合計		1,418,408,218	1,147,753,074
純資産合計		1,418,408,218	1,147,753,074
負債純資産合計		1,472,924,350	1,184,922,516

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	自 平成21年10月21日 至 平成22年 4 月20日	自 平成22年 4 月21日 至 平成22年10月20日
1. 有価証券の 評価基準及 び評価方法	国債証券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場(金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。)等に上場されている有価証券は、原則として外国金融商品市場等における最終相場、外国金融商品市場等に上場されていない有価証券は、原則として金融機関の提示する価額(但し、売気配相場は使用しません。)又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	国債証券、社債券 同左
2. デリバティブ等の評価 基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、本書における開示対象ファンドの特定期間末日におけるわが国の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

(平成22年 4 月20日現在)	
1. 本書における開示対象ファンドの期首における	
当該親投資信託の元本額	984,469,653円
同期中における追加設定元本額	150,374,297円
同期中における解約元本額	302,299,208円
同特定期間末日における元本の内訳	
(保有ファンド名)	(金 額)
インベスコ ユーロ債券ファンド(毎月決算型)	832,544,742円
合計	832,544,742円

2.本書における開示対象ファンドの特定期間末日における
当該親投資信託の受益権の総数

832,544,742口

(平成22年10月20日現在)

1.本書における開示対象ファンドの期首における

当該親投資信託の元本額	832,544,742円
同期中における追加設定元本額	211,339,638円
同期中における解約元本額	316,374,037円

同特定期間末日における元本の内訳

(保有ファンド名)	(金 額)
インベスコ ユーロ債券ファンド(毎月決算型)	727,510,343円
合計	727,510,343円

2.本書における開示対象ファンドの特定期間末日における
当該親投資信託の受益権の総数

727,510,343口

(金融商品に関する注記)

(追加情報)

自 平成21年10月21日 至 平成22年 4 月20日	自 平成22年 4 月21日 至 平成22年10月20日
本書における開示対象ファンドの当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年 3 月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年 3 月10日)を適用しております。	_____

I 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 平成21年10月21日 至 平成22年 4 月20日	自 平成22年 4 月21日 至 平成22年10月20日
1. 金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。	同左

2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融資産は、主として外国の公社債であります。 外国の公社債は、公社債にかかるリスク、デフォルト・リスク、カントリー・リスク、為替変動リスク等にさらされております。 また、当ファンドは、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、外国通貨の取得又は売却取引について円貨額を確定することに限定しているため、当ファンドに対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、当ファンドが利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の「(金融商品に関する注記)」に記載しております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(平成22年4月20日現在)	(平成22年10月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法		
(1) 有価証券	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。	同左
(2) デリバティブ取引	①本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。 a. 同計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。 b. 同計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。 イ. 同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。 ロ. 同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。	同左

	②同計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。	
(3) 上記以外の金融商品	上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足事項	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	(平成22年4月20日現在)	(平成22年10月20日現在)
	前計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	60,101	6,816,793
社 債 券	111,830	—
合 計	171,931	6,816,793

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成22年4月20日現在)

(単位：円)

種類	契約額等	うち	時価	評価損益
		1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 買 建 ユーロ	39,744,388	—	40,084,467	340,079
合 計	39,744,388	—	40,084,467	340,079

(平成22年10月20日現在)

(単位：円)

種類	契約額等	うち	時価	評価損益
		1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売 建 ユーロ	10,977,391	—	10,882,270	95,121
合 計	10,977,391	—	10,882,270	95,121

(注)時価の算定方法については、「(金融商品に関する注記)」に記載しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成21年10月21日 至 平成22年 4 月20日	自 平成22年 4 月21日 至 平成22年10月20日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

(平成22年 4 月20日現在)	(平成22年10月20日現在)
1口当たり純資産額 1.7037円 (1万口当たり純資産額 17,037円)	1口当たり純資産額 1.5776円 (1万口当たり純資産額 15,776円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券(債券)

(平成22年10月20日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債 証券	ユーロ	FRANCE GB 3.5% 200425	490,000.00	520,527.00	
		FRANCE GB 3.75% 170425	770,000.00	841,687.00	
		GERMAN GB 4.25% 170704	220,000.00	251,801.00	
		GERMAN GB 4.25% 140104	370,000.00	405,816.00	
		GERMAN GB 3.75% 150104	1,850,000.00	2,025,750.00	
		GERMAN GB 3.25% 200104	310,000.00	331,731.00	
		GERMAN GB 4% 160704	2,320,000.00	2,601,300.00	
		ITALIA GB 4.25% 140801	870,000.00	928,203.00	
		ITALIA GB 3.75% 150801	1,160,000.00	1,218,812.00	
		SPAIN GB 4.75% 140730	530,000.00	569,432.00	
		SPAIN GB 4% 200430	220,000.00	220,528.00	
	ユーロ小計		9,110,000.00	9,915,587	

		(1,018,862,400)	(1,108,959,250)	
	国債証券合計	1,018,862,400	1,108,959,250	
		(1,018,862,400)	(1,108,959,250)	
	合計	1,018,862,400	1,108,959,250	
		(1,018,862,400)	(1,108,959,250)	

(注)1.通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書きであります。

3.通貨の表示は、邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
ユーロ	国債証券 11銘柄	100.00%	100.00%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成22年11月30日現在）

I 資産総額	1,037,834,497 円
II 負債総額	3,905,290 円
III 純資産総額(I - II)	1,033,929,207 円
IV 発行済数量	1,306,104,305 口
V 1 単位当たり純資産額(III / IV)	0.7916 円

(参考) インベスコ ユーロ債券 マザーファンド

I 資産総額	1,037,807,641 円
II 負債総額	— 円
III 純資産総額(I - II)	1,037,807,641 円
IV 発行済数量	676,730,893 口
V 1 単位当たり純資産額(III / IV)	1.5336 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換	該当事項はありません。
受益者名簿の閉鎖の時期	該当事項はありません。
受益者等に対する特典	該当事項はありません。
譲渡制限の内容	譲渡制限は設けておりません。
受益証券の不発行	委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。 受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
受益権の譲渡	受益者は、保有する受益権を譲渡する場合、譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に、振り替えの申請をするものとします。 ＊委託会社は、委託会社が必要と認めたとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることがあります。
受益権の譲渡の対抗要件	受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
受益権の再分割	委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
質権口記載または記録の受益権の取り扱い	振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる分配金の支払い、換金の申し込みの受け付け、換金代金および償還金の支払いなどについては、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令などに従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

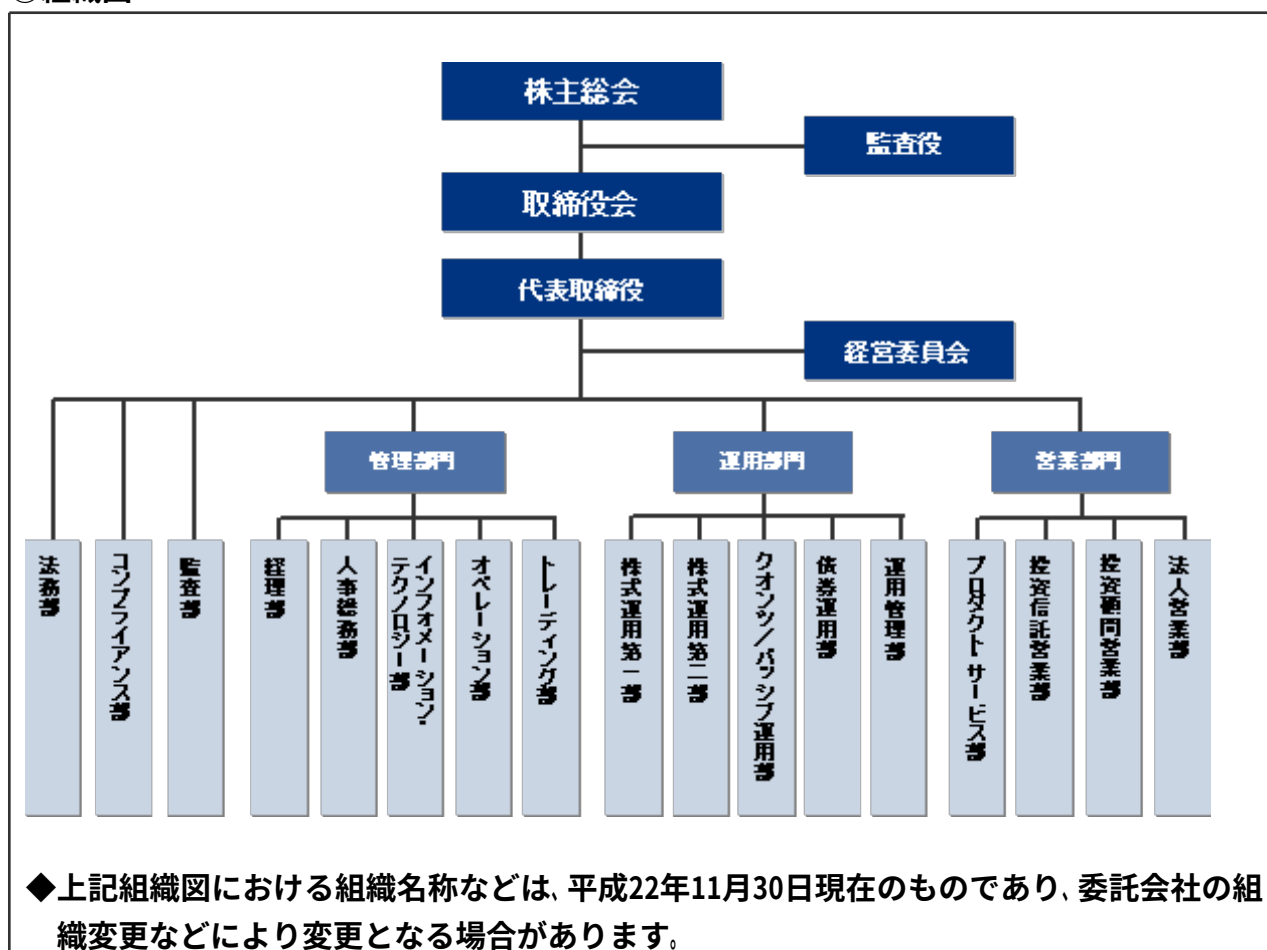
1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成22年11月30日 現在の状況	資本金：3,000百万円 発行可能株式総数：56,400株 発行済株式総数：20,000株
直近5カ年における 主な資本金の額の増減	平成22年6月15日付で、親会社であるインベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドの出資を受け、資本金の額は480百万円から3,000百万円に増加。

(2)委託会社等の機構

①組織図



②会社の意思決定機構

取締役会	取締役の全員をもって構成される取締役会は、代表取締役を議長とし、原則として四半期ごとに開催されます。 取締役会は、経営管理全般に関する重要な事項について、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決議します。
代表取締役	代表取締役は、委託会社の全般的な業務執行の最高責任者として、取締役会で決議された事項または委任を受けた事項の遂行に対し、権限と責任を有します。
経営委員会	取締役等から構成される経営委員会は、代表取締役を議長とし、原則として毎月1回開催されます。 経営委員会は、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役会から委譲を受けた権限の範囲内において、経営管理全般に関する重要な事項を協議・決定します。

③投資運用に関する意思決定プロセス

Plan（計画）	基本的な運用方針は、投資戦略委員会（原則、月次で開催）で分析・討議された投資環境を踏まえ、銘柄検討会議およびポートフォリオ構築/戦略会議（原則、週次あるいは日次で開催）を経て決定されます。
Do（実行）	各運用部は、上記の委員会または運用会議の討議内容等を踏まえ、運用計画書を策定し、運用部門長(CIO)の承認を受けます。 各運用部のポートフォリオ・マネジャーは、運用ガイドライン、運用基本方針および運用計画書に従って、ポートフォリオを構築します。
See（検証）	運用リスク管理委員会(IRMC)は、リスク管理委員会(RMC)の分会として、定量的なリスク計測結果をもとに、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。 また、運用部門から独立したコンプライアンス部が、常時、関連法令および運用ガイドラインなどの遵守状況をチェックし、運用の信頼性・安定性の確保を図ります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容	「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。 また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および同法に定める第二種金融商品取引業を行っています。
-------	---

運用する投資信託財産の合計純資産総額	(平成22年11月30日現在)		
	基本的性格	ファンド数	純資産総額(単位：百万円)
	株式投資信託	67	427,072
	公社債投資信託	1	4,203
	合 計	68	431,275
*ファンド数および純資産総額は、親投資信託を除きます。			

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の第19期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）及び第20期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の規定に基づき「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。なお、当中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表、第20期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表、及び第21期中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	期別	第19期 (平成21年3月31日現在)			第20期 (平成22年3月31日現在)		
		内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(資産の部)				%			%
流動資産							
現金			—			—	
預金			2,087,049			1,572,268	
前払費用			54,169			44,353	
未収入金			61,139			70,384	
未収委託者報酬			247,193			487,983	
未収投資顧問料			60,583			65,118	
未収還付法人税等			271,185			—	
繰延税金資産			—			—	
その他の流動資産			62,449			48,998	
流動資産計			2,843,771	87.1		2,289,107	85.8
固定資産							
有形固定資産※							
建物		105,475				93,769	
器具備品		19,079				12,882	
建設仮勘定		—	124,554	3.8		1,000	4.0
無形固定資産							
ソフトウェア		11,346				7,055	
電話加入権		3,972	15,318	0.5		3,972	0.4
投資その他の資産							
投資有価証券		161				317	
差入保証金		267,531				248,097	
その他の投資		14,050	281,743	8.6		13,179	9.8
固定資産計			421,616	12.9		380,274	14.2
資産合計			3,265,387	100.0		2,669,381	100.0

(単位：千円)

科目	期別	第19期 (平成21年3月31日現在)			第20期 (平成22年3月31日現在)		
		内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(負債の部)				%			%
流動負債							
預り金			37,722			120,961	
未払金							
未払収益分配金		2,861			1,890		
未払償還金		59,815			62,060		
未払手数料		102,324			233,727		
その他の未払金		90,895	255,897		93,807	391,486	
未払費用			108,391			189,485	
未払法人税等			12,655			4,882	
未払消費税等			—			12,492	
賞与引当金			103,368			69,629	
その他の流動負債			100			1,511	
流動負債計			518,135	15.9		790,448	29.6
固定負債							
退職給付引当金			331,230			390,639	
役員退職慰労引当金			31,958			41,076	
固定負債計			363,188	11.1		431,715	16.2
負債合計			881,324	27.0		1,222,164	45.8
(純資産の部)							
株主資本							
資本金			480,000	14.7		480,000	18.0
資本剰余金							
資本準備金		114,578			114,578		
その他資本剰余金							
資本金減少差益		117,810			117,810		
資本剰余金合計			232,389	7.1		232,389	8.7
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		1,671,674			734,670		
利益剰余金合計			1,671,674	51.2		734,670	27.5
株主資本合計			2,384,063	73.0		1,447,060	54.2
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			—			156	
評価・換算差額等合計			—	0.0		156	0.0
純資産合計			2,384,063	73.0		1,447,216	54.2
負債・純資産合計			3,265,387	100.0		2,669,381	100.0

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科目	期別	第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)			第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)		
		内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
営業収益				%			%
委託者報酬			1,910,840			2,085,061	
投資顧問料			1,314,672			934,141	
付随業務収入			542,622			495,013	
営業収益計			3,768,134	100.0		3,514,216	100.0
営業費用							
支払手数料			667,716			893,469	
広告宣伝費			76,530			10,064	
公告費			935			775	
調査費							
調査費	131,857				163,802		
委託調査費	476,675				535,497		
図書費	2,857	611,390			3,320	702,620	
委託計算費		122,901				145,582	
営業雑経費							
通信費	23,934				22,872		
印刷費	64,995				40,654		
協会費	7,184				5,450		
その他営業雑経費	22,770	118,883			90	69,067	
営業費用計		1,598,357		42.4		1,821,579	51.8
一般管理費							
給料							
役員報酬	197,007				219,094		
給料・手当	1,172,891				997,723		
賞与	413,093	1,782,992			296,890	1,513,708	
退職金		2,960				29,933	
交際費		13,559				6,384	
寄付金		4,745				4,700	
旅費交通費		41,395				30,991	
租税公課		18,491				6,355	
不動産賃借料		266,112				265,079	
退職給付費用		94,560				86,749	
役員退職慰労引当金繰入		6,247				8,305	
賞与引当金繰入		103,368				69,629	
減価償却費		27,132				22,193	
福利厚生費		155,752				117,508	
諸経費		376,741				478,178	
一般管理費計		2,894,059		76.8		2,639,717	75.1
営業損失 (△)			△724,282	△19.2		△947,080	△26.9

(単位：千円)

期別 科目	第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)			第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
営業外収益			%			%
受取利息		6,892			1,318	
有価証券利息		278			—	
未払分配金等償還益		989			—	
為替換算差益		9,547			—	
還付加算金		—			7,670	
雑益		5,175			9,410	
営業外収益計		22,883	0.6		18,399	0.5
営業外費用						
支払利息		61			—	
為替換算差損		—			4,426	
雑損		5,695			1,606	
営業外費用計		5,757	0.2		6,032	0.2
経常損失（△）		△707,156	△18.8		△934,713	△26.6
特別利益						
前期損益修正益		58,439			—	
特別利益計		58,439	1.6		—	0.0
特別損失						
特別退職金		54,436			—	
固定資産除却損※		33			—	
投資有価証券評価損		338			—	
特別損失計		54,808	1.5		—	0.0
税引前当期純損失（△）		△703,526	△18.7		△934,713	△26.6
法人税、住民税及び事業税		24,796			2,290	
法人税等追徴税額		53,470			—	
法人税等調整額		120,385			—	
法人税等計		198,652	5.3		2,290	0.1
当期純損失（△）		△902,178	△23.9		△937,003	△26.7

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

科目	期別	第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)	第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)
		金額	金額
株 主 資 本			
資本金			
前期末残高		480,000	480,000
当期変動額			
当期変動額合計		—	—
当期末残高		480,000	480,000
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高		114,578	114,578
当期変動額			
当期変動額合計		—	—
当期末残高		114,578	114,578
その他資本剰余金			
前期末残高		117,810	117,810
当期変動額			
当期変動額合計		—	—
当期末残高		117,810	117,810
資本剰余金合計			
前期末残高		232,389	232,389
当期変動額			
当期変動額合計		—	—
当期末残高		232,389	232,389
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高		2,573,852	1,671,674
当期変動額			
当期純損失(△)		△902,178	△937,003
当期変動額合計			
当期末残高		1,671,674	734,670
利益剰余金合計			
前期末残高		2,573,852	1,671,674
当期変動額			
当期純損失(△)		△902,178	△937,003
当期変動額合計			
当期末残高		1,671,674	734,670
株主資本合計			
前期末残高		3,286,242	2,384,063
当期変動額			
当期純損失(△)		△902,178	△937,003
当期変動額合計			
当期末残高		2,384,063	1,447,060
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高		—	—
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		—	156
当期変動額合計			
当期末残高		—	156
評価・換算差額等合計			
前期末残高		—	—
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		—	156
当期変動額合計			
当期末残高		—	156
純資産合計			
前期末残高		3,286,242	2,384,063
当期変動額			
当期純損失(△)		△902,178	△937,003
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		—	156
当期変動額合計		△902,178	△936,847
当期末残高		2,384,063	1,447,216

重要な会計方針

	第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)	第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)
1. 有価証券の 評価基準及び評 価方法	(1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用して おります。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく 時価法（評価差額は全部資本 直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定）を 採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採 用しております。	(1) 満期保有目的の債券 同左 (2) その他有価証券 同左
2. 固定資産の 減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のと りであります。 建物 15～24年 器具備品 4～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用可能 期間（5年）に基づく定額法を 採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取 引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を ゼロとして算定する方法によって おります。 平成19年3月31日以前に契約をした、 リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・ リース取引については、通常の賃貸借取 引に係る方法に準じた会計処理によ って おります。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左 (3) リース資産 同左

	第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)	第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、当期の繰入はありません。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に備えて、簡便法により自己都合退職による期末要支給額の100%を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を基準として計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。	消費税の会計処理 同左

会計処理方法の変更

第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)	第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)
(リース取引に関する会計基準等) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。	_____

表示方法の変更

第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)	第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)
(貸借対照表) 未収収益から未収投資顧問料に変更しました。 (損益計算書) 金融商品取引法への変更に伴い、兼業収入から付随業務収入に変更しました。	_____

追加情報

第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)	第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)

	当社は平成22年4月1日、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社（代表取締役社長：ジョン R. アルカイヤ、所在地：東京都渋谷区）から日本株式運用戦略全般および外国株式パッシブ運用戦略全般等に係る事業を譲り受け、その譲受目標日を受益者の同意等を条件として平成22年7月5日とすることについて、両社間で合意した旨を公表しました。 当社は、補完的な運用戦略を新たに取り入れ運用力の強化・多様化を図ることにより、国内外のリテールおよび機関投資家に提供する資産運用サービスを一層強化し、日本における資産運用事業の基盤を拡充します。 このたびの合意は、平成21年10月19日付けのインベスコ・グループの持ち株会社インベスコ・リミテッドとモルガン・スタンレーとの間の合意に基づくものです。日本においては、それぞれの日本法人であるインベスコ投信投資顧問とモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信との間で、事業譲受の対象となっている以下の運用戦略について、個別運用口座や投資信託の譲受について協議を行ってまいりました。 ・ 日本株式運用戦略全般 ・ 外国株式パッシブ運用戦略全般 ・ グローバル・バリュー・エクイティ運用戦略 ・ ハイ・イールド債運用戦略 当社は、我が国法令に準拠し、法定手続きやデータ移管等を実施し、円滑な事業譲受に万全を期す所存です。 原則として、移管される運用戦略を担当する運用関係者やその他関係者も同時にインベスコ・グループ傘下企業に移籍する予定です。また、運用の目的および基本方針に変更はなく、運用も継続されます。
--	---

注記事項

（貸借対照表関係）

第19期 （平成21年3月31日現在）	第20期 （平成22年3月31日現在）
※ 有形固定資産から控除されている減価償却累計額	※ 有形固定資産から控除されている減価償却累計額
建物 45,004 千円 器具備品 <u>58,603</u> 計 103,607	建物 56,710 千円 器具備品 <u>64,800</u> 計 121,510

(損益計算書関係)

第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)	第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)
※ 固定資産除却損 固定資産除却損は器具備品33千円であります。	_____

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,600	—	—	9,600

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,600	—	—	9,600

(リース取引関係)

第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)	第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)																								
リース取引に関する会計基準適用初年度開始以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	リース取引に関する会計基準適用初年度開始以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																								
<table><tr><td></td><td>有形固定資産 器具備品</td><td></td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>54,590 千円</td><td></td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>32,754</td><td></td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>21,836</td><td></td></tr></table>		有形固定資産 器具備品		取得価額相当額	54,590 千円		減価償却累計額相当額	32,754		期末残高相当額	21,836		<table><tr><td></td><td>有形固定資産 器具備品</td><td></td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>54,590 千円</td><td></td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>43,672</td><td></td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>10,918</td><td></td></tr></table>		有形固定資産 器具備品		取得価額相当額	54,590 千円		減価償却累計額相当額	43,672		期末残高相当額	10,918	
	有形固定資産 器具備品																								
取得価額相当額	54,590 千円																								
減価償却累計額相当額	32,754																								
期末残高相当額	21,836																								
	有形固定資産 器具備品																								
取得価額相当額	54,590 千円																								
減価償却累計額相当額	43,672																								
期末残高相当額	10,918																								
<table><tr><td></td><td>無形固定資産 ソフトウェア</td><td></td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>18,145 千円</td><td></td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>16,330</td><td></td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>1,815</td><td></td></tr></table>		無形固定資産 ソフトウェア		取得価額相当額	18,145 千円		減価償却累計額相当額	16,330		期末残高相当額	1,815		<table><tr><td></td><td>無形固定資産 ソフトウェア</td><td></td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>18,145 千円</td><td></td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>18,145</td><td></td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>0</td><td></td></tr></table>		無形固定資産 ソフトウェア		取得価額相当額	18,145 千円		減価償却累計額相当額	18,145		期末残高相当額	0	
	無形固定資産 ソフトウェア																								
取得価額相当額	18,145 千円																								
減価償却累計額相当額	16,330																								
期末残高相当額	1,815																								
	無形固定資産 ソフトウェア																								
取得価額相当額	18,145 千円																								
減価償却累計額相当額	18,145																								
期末残高相当額	0																								
<table><tr><td></td><td>合計</td><td></td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>72,735</td><td></td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>49,084</td><td></td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>23,650</td><td></td></tr></table>		合計		取得価額相当額	72,735		減価償却累計額相当額	49,084		期末残高相当額	23,650		<table><tr><td></td><td>合計</td><td></td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>72,735</td><td></td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>61,817</td><td></td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>10,918</td><td></td></tr></table>		合計		取得価額相当額	72,735		減価償却累計額相当額	61,817		期末残高相当額	10,918	
	合計																								
取得価額相当額	72,735																								
減価償却累計額相当額	49,084																								
期末残高相当額	23,650																								
	合計																								
取得価額相当額	72,735																								
減価償却累計額相当額	61,817																								
期末残高相当額	10,918																								
(2) 未経過リース料期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額																								
<table><tr><td>1 年内</td><td>13,291 千円</td><td></td></tr><tr><td>1 年超</td><td>11,665</td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td>24,957</td><td></td></tr></table>	1 年内	13,291 千円		1 年超	11,665		合計	24,957		<table><tr><td>1 年内</td><td>11,665 千円</td><td></td></tr><tr><td>1 年超</td><td>0</td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td>11,665</td><td></td></tr></table>	1 年内	11,665 千円		1 年超	0		合計	11,665							
1 年内	13,291 千円																								
1 年超	11,665																								
合計	24,957																								
1 年内	11,665 千円																								
1 年超	0																								
合計	11,665																								
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																								
<table><tr><td>支払リース料</td><td>13,920千円</td><td></td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>12,732千円</td><td></td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>1,048千円</td><td></td></tr></table>	支払リース料	13,920千円		減価償却費相当額	12,732千円		支払利息相当額	1,048千円		<table><tr><td>支払リース料</td><td>13,920千円</td><td></td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>12,732千円</td><td></td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>628千円</td><td></td></tr></table>	支払リース料	13,920千円		減価償却費相当額	12,732千円		支払利息相当額	628千円							
支払リース料	13,920千円																								
減価償却費相当額	12,732千円																								
支払利息相当額	1,048千円																								
支払リース料	13,920千円																								
減価償却費相当額	12,732千円																								
支払利息相当額	628千円																								
(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法																								
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左																								
利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分法については、利息法によっております。																									
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。																									

（金融商品関係）

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、主に第2種金融商品取引、投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主にグループ本社よりの資本増資）を調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、各月末から次月精算までの短期為替変動によるリスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に投資信託であり、当社の投資信託設定のための小額資金投資で売買目的ではありません。未収入金等については、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）参照）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	1,572,268	1,572,268	—
(2)未収入金	70,384	70,384	—
(3)未収委託者報酬	487,983	487,983	—
(4)未収投資顧問料	65,118	65,118	—
(5)投資有価証券			
其他有価証券	317	317	—
(6)未払金	(391,486)	(391,486)	—

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4) 未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

時価については、投資有価証券に関しては基準価額を基に算出しております。

(6)未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(注2) 差入保証金は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 10年以内
(1)現金及び預金	1,572,268	—
(2)未収入金	70,384	—
(3)未収委託者報酬	487,983	—
(4)未収投資顧問料	65,118	—
(5)投資有価証券 その他有価証券	—	317
合計	2,195,755	317

（有価証券関係）

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

	取得原価 (千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	161	161	—
小計	161	161	—
合計	161	161	—

（注）表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損338千円を計上しております。

3. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

区分	売却原価 (千円)	売却額 (千円)	売却損益 (千円)	売却の理由
国債	25,000	25,199	199	営業保証金供託の義務 が無くなった為
合計	25,000	25,199	199	—

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当はありません。

5. 時価評価されていない有価証券

該当はありません。

6. その他の有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

該当はありません。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

	取得原価 (千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	161	317	156
小計	161	317	156
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	161	317	156

3. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当はありません。
4. 当事業年度中に売却したその他有価証券
該当はありません。
5. 時価評価されていない有価証券
該当はありません。
6. その他の有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額
該当はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当はありません。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当はありません。

(退職給付関係)

第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)	第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けている。 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 331,230千円 退職給付引当金 331,230千円 3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 94,560千円 退職給付費用 94,560千円 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 期末自己都合退職による要支給額を退職給付債務としております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 390,639千円 退職給付引当金 390,639千円 3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 86,749千円 退職給付費用 86,749千円 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左

(税効果会計関係)

第19期 (平成 21年 3月 31日)	第20期 (平成 22年 3月 31日)																																								
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) 繰延税金資産 <table> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td><td>134,777</td></tr> <tr> <td>役員退職給付引当金超過額</td><td>13,004</td></tr> <tr> <td>未払賞与</td><td>42,060</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>37,800</td></tr> <tr> <td>株式報酬費用加算</td><td>42,846</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>248,836</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>17,810</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>537,133</td></tr> <tr> <td>評価性引当金</td><td>△537,133</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>—</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。	退職給付引当金超過額	134,777	役員退職給付引当金超過額	13,004	未払賞与	42,060	未払費用	37,800	株式報酬費用加算	42,846	繰越欠損金	248,836	その他	17,810	繰延税金資産小計	537,133	評価性引当金	△537,133	繰延税金資産合計	—	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) 繰延税金資産 <table> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td><td>158,951</td></tr> <tr> <td>役員退職給付引当金超過額</td><td>16,714</td></tr> <tr> <td>未払賞与</td><td>28,332</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>50,443</td></tr> <tr> <td>株式報酬費用加算</td><td>96,950</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>499,997</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>19,259</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>870,648</td></tr> <tr> <td>評価性引当金</td><td>△870,648</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>—</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。	退職給付引当金超過額	158,951	役員退職給付引当金超過額	16,714	未払賞与	28,332	未払費用	50,443	株式報酬費用加算	96,950	繰越欠損金	499,997	その他	19,259	繰延税金資産小計	870,648	評価性引当金	△870,648	繰延税金資産合計	—
退職給付引当金超過額	134,777																																								
役員退職給付引当金超過額	13,004																																								
未払賞与	42,060																																								
未払費用	37,800																																								
株式報酬費用加算	42,846																																								
繰越欠損金	248,836																																								
その他	17,810																																								
繰延税金資産小計	537,133																																								
評価性引当金	△537,133																																								
繰延税金資産合計	—																																								
退職給付引当金超過額	158,951																																								
役員退職給付引当金超過額	16,714																																								
未払賞与	28,332																																								
未払費用	50,443																																								
株式報酬費用加算	96,950																																								
繰越欠損金	499,997																																								
その他	19,259																																								
繰延税金資産小計	870,648																																								
評価性引当金	△870,648																																								
繰延税金資産合計	—																																								

（関連当事者との取引）

第19期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に影響はありません。

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	INVESTCO Asset Management Ltd	Finsbury Square, London, UK	120,054千 英ポンド	投資顧問 会社	(被所有) 直接 100.00	投資顧問	受取投資 顧問料	8,988	未収入金	320
							支払投資 顧問料	197,686	その他の 未払金	14,588

（注）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会社	INVESTCO Senior Secured Management Inc	1166 Avenue of the Americas New York 10036 U. S.A	1千 米ドル	投資顧問 会社	なし	投資顧問	受取 付随業務収入	438,184	未収入金	23,886
							支払投資 顧問料	26,855	その他の 未払金	2,045

（注）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

INVESTCO Asset Management Ltd（非上場）

INVESTCO UK Ltd（非上場、持株会社）

INVESTCO Ltd.（ニューヨーク証券取引所に上場）

第20期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	INVESCO Asset Management Ltd	Finsbury Square, London, UK	120,054千 英ポンド	投資顧問 会社	(被所有) 直接 100.00	投資顧問	受取投資 顧問料	1,256	未収入金	14
							支払投資 顧問料	179,823	その他の 未払金	14,781

(注) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	INVESCO Senior Secured Management Inc	1166 Avenue of the Americas New York 10036 U. S.A	1千 米ドル	投資顧問 会社	なし	投資顧問	受取 付随業務収入	411,637	未収入金	32,655
							支払投資 顧問料	26,107	その他の 未払金	2,406
親会社の子会社	INVESCO Group Services, Inc.	1555 Peachtree Street, N.E., Suite 1800 Atlanta, Georgia 30309 U.S.A.	4,131千 米ドル	投資顧問 会社	なし	グループ 会社管理	グループ会社 管理費用	51,895	未収入金	0
							人件費	124,628	その他の 未払金	17,940

(注) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

INVESCO Asset Management Ltd（非上場）

INVESCO UK Ltd（非上場、持株会社）

INVESCO Ltd.（ニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)	第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)
1株当たり純資産額 248,339円98銭	1株当たり純資産額 150,751円76銭
1株当たり当期純損失金額 △93,976円91銭	1株当たり当期純損失金額 △97,604円54銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額(△)の算定上の基礎

	第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)	第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)
当期純損失(△) (千円)	△902,178	△937,003
普通株式に係る当期純損失(△) (千円)	△902,178	△937,003
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
期中平均株式数(株)	9,600	9,600

(重要な後発事象)

第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)	第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)
—	当社は、平成22年6月7日開催の取締役会において、事業拡大に伴う資金調達のため、36,920千米ドルの増資を行う決議をしました。 ・募集の方法 株主割当 ・株式の種類及び数 普通株式 10,400株 ・発行価額 1株につき3,550米ドル ・発行価額のうち資本に組入れる額 25.2億円 ・募集株式と引換えにする金銭の払込の期間 平成22年6月7日から平成22年6月30日まで

[次へ](#)

2. 中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

科目	期別	第21期中間会計期末 (平成22年9月30日現在)		
		内訳	金額	構成比
(資産の部)				%
流動資産				
現金及び預金			1,600,478	
前払費用			62,366	
未収入金			146,343	
未収委託者報酬			748,401	
未収投資顧問料			516,712	
仮払消費税※1			151,438	
その他の流動資産			8,492	
流動資産計			3,234,232	47.3
固定資産				
有形固定資産※2				
建物	155,950			
器具備品	27,044		182,995	2.7
無形固定資産				
ソフトウェア	12,036			
電話加入権	3,972			
のれん	493,326			
顧客関連資産	2,644,457		3,153,793	46.1
投資その他の資産				
投資有価証券	299			
差入保証金	250,694			
その他の投資	13,109		264,103	3.9
固定資産計			3,600,891	52.7
資産合計			6,835,124	100.0

(単位：千円)

科目	期別	第21期中間会計期末 (平成22年9月30日現在)		
		内訳	金額	構成比
(負債の部)				%
流動負債				
預り金			128,038	
未払金				
未払収益分配金	1,558			
未払償還金	55,764			
未払手数料	304,561			
その他の未払金	154,124		516,008	
未払費用			391,515	
短期借入金			1,000,000	
未払法人税等			10,514	
賞与引当金			336,962	
その他の流動負債			13,795	
流動負債計			2,396,835	35.1
固定負債				
退職給付引当金			422,439	
役員退職慰労引当金			26,749	
資産除去債務			50,236	
固定負債計			499,425	7.3
負債合計			2,896,261	42.4
(純資産の部)				
株主資本				
資本金			3,000,000	43.9
資本剰余金				
資本準備金	980,511			
その他資本剰余金				
資本金減少差益	117,810			
資本剰余金合計			1,098,322	16.1
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	△159,598			
利益剰余金合計			△159,598	△2.3
株主資本合計			3,938,724	57.6
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			137	
評価・換算差額等合計			137	
純資産合計			3,938,862	57.6
負債・純資産合計			6,835,124	100.0

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

科目	期別	第21期中間会計期間 (自 平成 22年 4月 1日 至 平成 22年 9月 30日)		
		内訳	金額	構成比
営業収益				%
委託者報酬			1,237,640	
投資顧問料			636,616	
付随業務収入			222,085	
営業収益計			2,096,343	100.0
営業費用				
支払手数料			534,876	
広告宣伝費			27,867	
公告費			775	
調査費				
調査費	105,242			
委託調査費	287,768			
図書費	1,631		394,641	
委託計算費			81,627	
営業雑経費				
通信費	14,611			
印刷費	31,197			
協会費	3,439		49,249	
営業費用計			1,089,038	51.9
一般管理費				
給料				
役員報酬	107,666			
給料・手当	647,342			
賞与	51,542		806,551	
退職金			19,991	
交際費			5,356	
寄付金			4,800	
旅費交通費			24,851	
租税公課			28,041	
不動産賃借料			124,124	
退職給付費用			54,470	
役員退職慰労引当金繰入			3,006	
賞与引当金繰入			223,725	
減価償却費※1			53,579	
福利厚生費			91,954	
諸経費			293,283	
一般管理費計			1,733,735	82.7
営業損失（△）			△726,431	△34.7

(単位：千円)

科目	期別	第21期中間会計期間 (自 平成 22年 4月 1日 至 平成 22年 9月 30日)		
		内訳	金額	構成比
営業外収益				%
受取利息			292	
為替換算差益			672	
雑益			7,762	
営業外収益計			8,726	0.4
営業外費用				
支払利息			547	
雑損			562	
営業外費用計			1,110	0.1
経常損失（△）			△718,814	△34.3
特別損失				
組織再編関連費用※2			163,655	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額			9,820	
固定資産除却損※3			78	
特別損失計			173,554	8.3
税引前中間純損失（△）			△892,368	△42.6
法人税、住民税及び事業税			1,900	
法人税等計			1,900	0.1
中間純損失（△）			△894,268	△42.7

(3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

科目	期別	第21期中間会計期間 (自 平成 22年 4月 1日 至 平成 22年 9月 30日)
		金額
株 主 資 本		
資本金		
前期末残高		480,000
当中間期変動額		
新株の発行		2,520,000
当中間期変動額合計		2,520,000
当中間期末残高		3,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		114,578
当中間期変動額		
新株の発行		865,933
当中間期変動額合計		865,933
当中間期末残高		980,511
その他資本剰余金		
前期末残高		117,810
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		—
当中間期末残高		117,810
資本剰余金合計		
前期末残高		232,389
当中間期変動額		
新株の発行		865,933
当中間期変動額合計		865,933
当中間期末残高		1,098,322
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		734,670
当中間期変動額		
中間純損失(△)		△894,268
当中間期変動額合計		△894,268
当中間期末残高		△159,598
利益剰余金合計		
前期末残高		734,670
当中間期変動額		
中間純損失(△)		△894,268
当中間期変動額合計		△894,268
当中間期末残高		△159,598
株主資本合計		
前期末残高		1,447,060
当中間期変動額		
新株の発行		3,385,933
中間純損失(△)		△894,268
当中間期変動額合計		2,491,665
当中間期末残高		3,938,724

(単位：千円)

科目	期別	第21期中間会計期間 (自 平成 22年 4月 1日 至 平成 22年 9月 30日)
		金額
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高		156
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)		△19
当中間期変動額合計		△19
当中間期末残高		137
評価・換算差額等合計		
前期末残高		156
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)		△19
当中間期変動額合計		△19
当中間期末残高		137
純資産合計		
前期末残高		1,447,216
当中間期変動額		
新株の発行		3,385,933
中間純損失(△)		△894,268
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)		△19
当中間期変動額合計		2,491,645
当中間期末残高		3,938,862

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第21期中間会計期間 (自 平成 22年 4月 1日 至 平成 22年 9月 30日)				
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。				
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>15～24年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～20年</td> </tr> </table> (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、主な償却年数は、20年であります。 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとして算定する定額法によっております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	建物	15～24年	器具備品	4～20年
建物	15～24年				
器具備品	4～20年				

	第21期中間会計期間 (自 平成 22年 4月 1日 至 平成 22年 9月 30日)
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、当中間期の繰入はありません。 (2) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に備えて、簡便法により自己都合退職による中間期末要支給額の100%を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を基準として計上しております。
4. リース取引の処理方法	リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

会計方針の変更

	第21期中間会計期間 (自 平成 22年 4月 1日 至 平成 22年 9月 30日)
1.資産除去債務に関する会計基準等の適用	当中間会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、当中間会計期間の営業損失、及び経常損失はそれぞれ1,484千円、税引前中間純損失は11,304千円増加しております。

注記事項

(中間貸借対照表書関係)

	第21期中間会計期間末 (平成22年 9月30日現在)						
※ 1 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動資産の「仮払消費税等」に含めて表示しております。						
※ 2 有形固定資産から控除されている減価償却累計額	<table> <tr> <td>建物</td><td>63,140 千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td><u>68,118</u></td></tr> <tr> <td>計</td><td>131,259</td></tr> </table>	建物	63,140 千円	器具備品	<u>68,118</u>	計	131,259
建物	63,140 千円						
器具備品	<u>68,118</u>						
計	131,259						

(中間損益計算書関係)

	第21期中間会計期間 (自 平成 22年 4月 1日 至 平成 22年 9月 30日)
※ 1 減価償却実施額	有形固定資産 11,785 千円 無形固定資産 41,794 千円
※ 2 組織再編関連費用	事業譲渡に伴い追加的に支払った額は163,655千円であります。
※ 3 固定資産除却損	固定資産除却損は器具備品78千円であります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	9,600	10,400	—	20,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

新株の発行による増加 10,400株

(リース取引関係)

第21期中間会計期間
(自 平成 22年 4月 1日
至 平成 22年 9月 30日)

リースの取引開始日が会計基準適用初年度開始（平成20年3月31日）以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

	有形固定資産 器具備品	無形固定資産 ソフトウェア	合計	
取得価額相当額	54,202	18,145	72,347	千円
減価償却累計額相当額	<u>48,782</u>	<u>18,145</u>	<u>66,927</u>	
中間期末残高相当額	5,420	0	5,420	

(2) 未経過リース料中間期末残高相当額

1 年内	5,840 千円
1 年超	<u>0</u>
合計	5,840

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	5,911千円
減価償却費相当額	<u>5,433千円</u>
支払利息相当額	155千円

(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分法については、利息法によっております。

（金融商品関係）

当中間事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、主に第2種金融商品取引、投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主にグループ会社よりの資本増資）を調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、各月末から次月精算までの短期為替変動によるリスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に投資信託であり、当社の投資信託設定のための小額資金投資で売買目的ではありません。未収入金等については、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）参照）

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	1,600,478	1,600,478	—
(2)未収入金	146,343	146,343	—
(3)未収委託者報酬	748,401	748,401	—
(4)未収投資顧問料	516,712	516,712	—
(5)投資有価証券			
その他有価証券	299	299	—
(6)未払金	(516,008)	(516,008)	—
(7)短期借入金	(1,000,000)	(1,000,000)	—

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4) 未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

時価については、投資有価証券に関しては基準価額を基に算出しております。

(6)未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(7)短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(注2) 差入保証金は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 満期のある金銭債権債務及び満期のある有価証券の決算日後の償還返済予定額
(単位：千円)

	1年以内	1年超 10年以内
(1)現金及び預金	1,600,478	—
(2)未収入金	146,343	—
(3)未収委託者報酬	748,401	—
(4)未収投資顧問料	516,712	—
(5)投資有価証券		
その他有価証券	—	299
(7)短期借入金	(1,000,000)	
合計	2,011,934	299

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

第21期中間会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

区分	第21期中間会計期間 (平成22年9月30日現在)		
	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	161	299	137
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	161	299	137
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	161	299	137

（注）表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

（デリバティブ取引関係）

第21期中間会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

該当はありません。

（持分法損益等）

第21期中間会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

関連会社がないため記載しておりません。

（企業結合等関係）

第21期中間会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

事業譲受による企業結合

- （１） 相手先企業の名称及び取得した事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称

- ① 相手先企業の名称及びその事業の内容

相手先企業の名称 モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

事業の内容 日本株式運用戦略全般および外国株式パッシブ運用戦略全般等に係る事業

- ② 企業結合を行った主な理由

補完的な運用戦略を新たに取り入れ運用力の強化・多様化を図ることにより、国内外のリテールおよび機関投資家に提供する資産運用サービスを一層強化し、日本における資産運用事業の基盤拡充のためであります。

- ③ 企業結合日

平成22年 7月 5日

- ④ 企業結合の法的形式

事業譲受

- ⑤ 結合後企業の名称

インベスコ投信投資顧問株式会社

- （２） 中間財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成22年 7月 5日から平成22年 9月30日まで

- （３） 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得原価	3,177百万円
------	----------

- （４） 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- ① 発生したのれん

499百万円

- ② 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の収益力に関連して発生したものであります。

- ③ 償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

- （５） 企業結合日に受け入れた資産の額並びにその主な内訳

固定資産	3,177百万円
資産合計	3,177百万円

- （６） のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別内訳並びに償却期間

- ① 金額

2,677百万円

- ② 種類別内訳

顧客関連資産 2,677百万円

- ③ 償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

（７） 企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当中間会計期間の中間損益計算

書に及ぼす影響の概算額

事業の部分的な譲渡のため、概算額の合理的な算定が困難であり、試算しておりません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間末（平成22年 9月30日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における総額の増減は次のとおりであります。

期首残高（注）	42,199千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	7,518千円
その他	518千円
当中間会計期間期末残高	50,236千円

（注）「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を、当中間会計期間より適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

（セグメント情報等）**[セグメント情報]**

当中間会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]**① 製品及びサービスごとの情報**

製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

② 地域ごとの情報**（１）売上高**

（単位：千円）

日本	米国	欧州	中国	合計
432,520	216,672	140,597	68,911	858,702

（注）売上高のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

③ 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

付随業務収入については、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

該当はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

該当はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

該当はありません。

(追加情報)

当中間会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

第21期中間会計期間 (自 平成 22年 4月 1日 至 平成 22年 9月 30日)	
1株当たり純資産額	196,943円12銭
1株当たり中間純損失金額	△56,825円88銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり中間純損失金額(△)の算定上の基礎

	第21期中間会計期間 (自 平成 22年 4月 1日 至 平成 22年 9月 30日)
中間純損失(△) (千円)	△894,268
普通株式に係る中間純損失(△) (千円)	△894,268
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
期中平均株式数(株)	15,737

(その他)

特記すべき事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

金融商品取引法で禁止されている、利害関係人との取引行為	a. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。 b. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。 c. 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。 d. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額または市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。 e. 上記c. およびd. に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。
------------------------------------	--

5 【その他】

定款の変更等	定款の変更は、株主総会の決議が必要です。
訴訟事件その他重要事項	訴訟、その他会社の経営に重要な影響を与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額 (平成22年3月31日現在)	事業の内容
中央三井アセット信託銀行株式会社	11,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (平成22年3月31日現在)	事業の内容
エース証券株式会社	8,831百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
上光証券株式会社	500百万円	
みずほインベスターズ証券株式会社	80,288百万円	

(3)投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成22年6月30日現在)	事業の内容
インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド	227,670,000英ポンド (約30,296百万円※)	英国籍の会社であり、内外の有価証券等にかかる投資顧問業務および当該業務に付帯するその他一切の業務を営んでいます。

※英ポンドの円換算は、平成22年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝133.07円）によります。

2【関係業務の概要】

受託会社	当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の一部につき、下記再信託受託会社に委託することができます。
------	---

再信託受託会社の概要	名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
	資本金	51,000百万円(平成22年3月31日現在)
	事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
	再信託の目的	原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を、原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。
販売会社	当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。	
投資顧問会社	委託会社よりマザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受けて、投資判断・発注などを行います。	

3【資本関係】

受託会社	該当事項はありません。
販売会社	該当事項はありません。
投資顧問会社	委託会社の株式を100%保有する親会社です。

第3【参考情報】

当特定期間において、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

提出年月日	提出書類
平成22年6月28日	臨時報告書
平成22年7月15日	有価証券届出書の訂正届出書
平成22年7月15日	有価証券報告書
平成22年9月29日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成22年6月16日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一昭
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ ユーロ債券ファンド（毎月決算型）の平成21年10月21日から平成22年4月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ ユーロ債券ファンド（毎月決算型）の平成22年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

インベスコ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月10日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	松村 直季
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	三浦 昇
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年12月14日

インベスコ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一昭
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ ユーロ債券ファンド（毎月決算型）の平成22年4月21日から平成22年10月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ ユーロ債券ファンド（毎月決算型）の平成22年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

インベスコ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月15日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社
員

公認会計士 三浦 昇

業務執行社員

指定有限責任社
員

公認会計士 鴨下 裕嗣

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年6月7日開催の取締役会において、増資の決議を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月15日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三浦 昇
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鴨下 裕嗣

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第21期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)